

むつ市議会第260回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

令和6年6月14日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 13番 東 健 而 議員
- (2) 15番 井 田 茂 樹 議員
- (3) 4番 工 藤 祥 子 議員
- (4) 1番 高 橋 征 志 議員
- (5) 3番 佐 藤 武 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	高橋征志	2番	杉浦弘樹
3番	佐藤武	4番	工藤祥子
5番	濱田栄子	6番	櫻田秀夫
7番	住吉年広	8番	白井二郎
9番	富岡直哉	10番	村中浩明
11番	野中貴健	12番	佐藤広政
13番	東健而	14番	中村正志
15番	井田茂樹	16番	浅利竹二郎
17番	岡崎健吾	18番	佐々木隆徳
19番	佐賀英生	20番	大瀧次男
21番	佐々木肇	22番	富岡幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	山本知也	副市長	吉田真一
副市長	齋藤友彦	教育長	阿部謙一
公営企業 管 理 者	吉田和久	代 査 委 員	齊藤秀人
選挙管理 委 員 会 長	畑中政勝	農 委 員 会 長	坂本正一
総務部長	吉田由佳子	総務部 シタ 務 進 推	藤島純
総務部 危 機 管 理 監	畑山勝利	政 策 推 進 長	角本力
財務部長	松谷勇	市 民 生 活 長	石橋秀治
健康福祉 部 長	斉藤洋一	健 づ 推 進 監	畑中美雅
子 ども もい み ぶ ら 長 s m i l e s k o f f i c e に り っ こ 所 長	菅原典子	産 業 政 策 長	伊藤大治郎

都部 市整備 川内庁 所舎長	木下尚一郎	建設技術 部長	小笠原洋一
選挙管理 委員局長	杉山郷史	会管理計 者	中村智一郎
農委事務 局長	野坂武史	監査委員 局長	小田晃廣
農業政策 局長	立花一雄	教育部長	福山洋司
教委事務 局長	畑中涉	上下水道 局長	中村久
大畑庁舎 長	松本邦博	協野野所 策理	山崎拓也
総務部長 室長	立花幸一	協野野所 策理	鈴木明人
総務部長 室長	佐藤純也	協野野所 策理	深浦綾
総務部長 室長	佐々木大	協野野所 策理	菊池亘

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝悦	次長	石田隆司
主幹	澁川紋子	主幹	畑中佳奈
主任主査	瀬角朋也	主任	浜端快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、東健而議員、井田茂樹議員、工藤祥子議員、高橋征志議員、佐藤武議員の一般質問を行います。

◎東 健而議員

○議長（富岡幸夫） まず、東健而議員の登壇を求めます。13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） おはようございます。質問に入る前ですが、私は今日、年がいもなく、ピンクのネクタイをつけてまいりました。これは、亡き川下先生から頂いたもので、大変もらったときは恥ずかしくて、うちに隠しておきました。でも、一応川下先輩の顔を立てなければならないと

きが来るのではないかと思います。今日がそのときになったわけではありますが、何か来たところ、議員の皆さんには評判がいいみたいで、私は喜んでおります。

前置きはそれぐらいにいたしまして、一般質問も今日で2日目を迎え、本日のトップバッターになりました市誠クラブ、川内の東健而であります。今回私は、災害関連死審査会の問題と、年がいもなく、国の戦略であるデジタルトランスフォーメーション、DXの問題に挑戦してみました。それが当市ではどのように生かされているのか、また格差と訳されるデジタルデバイドの問題がお年寄りたちを悩ませています。私も含めてマイナンバーカードやスマホの使い方が分からず身構えている人、スマホを持っていない人、ガラケーのままスマホに移行できない人、いろいろな条件でDXから遠ざかっている人たちもいます。

また、この状況に相反することですが、 아이폰、アンドロイド、パソコンやタブレットなどの情報端末、デバイスと申しますけれども、この発展は、それを利用しなければ生きていけないと言っても過言ではないほど市民生活に入り込んでいます。そして、スマホはアカウントと言われるメールアドレスとパスワードを設定すれば、様々なことができるようになっていきます。

今、行政では、市のホームページ、広報むつ、防災かまふせメール、スマホの利用のための資金応援するなど、様々な形で、それを理解させようという動きが活発化してきました。私もそれに乗り遅れないようにと、いろいろと努力をしていますが、使い方の説明には聞き慣れない外国語が多く、全く理解ができません。それでも、見よう見まねでスマホやタブレット、パソコンなどにさわっていますが、私たちシニア世代にはなかなか理解できない言葉が多過ぎます。それでも、今回は、現在のシニア世代のスマホに対する心境と、能力

がどの程度なのかということを考えながら、おっかなびっくり質問をつくってみたわけでありませぬ。問題があれば、私がシニアということですので、シニアに免じてお許しいただきたいと思いません。それでは、事前通告どおり3項目の一般質問を行います……少しお待ちください。

質問の1項目め、災害関連死審査会の立ち上げについてであります。つい最近のことですが、この問題は、私も初めて知りました。世界的にも、だんだん災害が大きくなってきていますが、我が国の災害も近年驚くほど大きく、多発してきているように感じます。その中で、市民が東日本大震災や能登半島地震、熊本地震などの大災害に遭遇した場合、行政はどのような対応を取るか、また対応に落ちがないか、あらゆる方法を考えて対策を講じなくてはなりません。市民を災害から守る対策は、過ぎることはありません。行政のマニュアルにのっとった対応ばかりではなく、市民救済には時限的なもの、想定できないもの、そして決断できないものもあります。

1項目めに掲げた表題は新しい言葉ですが、東日本大震災や能登半島地震のような緊急時、住民救済の判断に迷ったときに要請するのが災害関連死審査会であります。災害関連死審査会は、行政が自然災害による死亡や障がいの判定に窮した場合などに設置される機関とされております。具体的には、市町村または都道府県によって設けられ、被災者に災害弔慰金や災害障害見舞金などの支給判定を行うもので、災害の程度や関連死の判定が難しい場合に判定を担当いたします。

繰り返しますが、この問題は、孤独死や孤立による生活困難などによって亡くなった方々の救済に対し行政が判断すべきもので、過日5月29日の朝のNHKニュースでございましたが、災害に遭った人たちの救済に迅速な対応を求められるのに、自治体は即座に対応できないとのことを、コ

メンテーターを入れながら話していました。

東日本大震災や能登半島地震で災害関連死審査会がないため、被災者に対する対応がすこぶ遅かったことが問題視されていまして。能登地方の災害では、8ある自治体のうち2自治体しか災害関連死審査会がなかったことが指摘され、被災した市民は途方に暮れていた様子がインターネットで取り沙汰されていまして。しかし、現在は災害関連死審査会が急遽立ち上げられ、救済に対する動きが進んでいるとのことであります。安心した住民の顔が目に浮かびます。当市でも、この問題が顕在化するときに必ず参ります。

そこで、今回の質問ですが、1点目、災害関連死審査会の立ち上げの必要性について市長にお伺いいたします。審査会の立ち上げは、全国的にまだ少ないとのことですが、当市に甚大な災害が起きた場合に対処する災害関連死審査会はあるのかどうか。必要性に対する市長の考え方をお伺いいたします。

2点目、災害関連死の想定外被災者の申請補償についてであります。災害関連死審査会のメンバーには、医師や弁護士、ソーシャルワーカーなどが入っているということですが、制度的に災害関連死審査会があるとないのでは対応の違いが生じます。災害の補償が生じた場合の対応は、時間を浪費せず、迅速に対応することが求められます。

当市では、補償申請についても万全の対策を考えていると思いますが、想定される大災害の補償を市長はどのように考え、また捉えているのでしょうか。

3点目、条例制定についてであります。当市では、災害関連死審査会や災害関連死などの問題に対し、また実際に災害が起きた場合のために条例制定を考えておくべきと思いますが、この問題は、我々議員の採決も必要とします。市長はどのようにお考えか、ご見解をお伺いいたします。

2項目め、マイナンバーカードによるデジタル化への対応についてであります。市長の62ちゃんねるを拝見いたしました。が、当市ばかりではなく多くの自治体でもDXが進んでおります。

DXとは、皆さんもご承知のとおり、デジタルトランスフォーメーションのことであり、アナログとは違い、現代の消費者の傾向として、人々は物事の便利さやスピード感を求めるようになってきました。しかし、そのような社会変化に追いつかず、それについていけない市民も多くなっています。市民をいたわり、市民生活に優しい自治体の在り方として、DXへの急激な対応に疑問を感じますが、しかしこれは世の中の流れであり、致し方ないと思っています。

2項目めは、マイナンバーカードの問題について質問させていただきます。

1点目、マイナンバーカードのマイナポイント付与の利用者数並びに普及率についてであります。マイナンバーカードを作ったとき、最大2万円のマイナポイントが与えられるマイナポイント制度がありましたが、どれくらいの市民が応じ、その資金がどれくらい使われたのか。予定の応募を行政側ではどれくらい予想していたか。マイナポイント制度があったときのマイナポイントの利用者数、またこの間のマイナンバーカードの交付率、普及率をお答えいただきたいと思っております。

2点目、マイナ保険証への切替えにかかる市民への周知についてであります。現行の保険証を廃止する方針が発表されました。マイナ保険証について、これが市民にどのように周知されているのかお尋ねいたします。

このことについてであります。5月20日、注目される発言が新聞記事として書かれているのを読ませていただきました。5月19日、山形県酒田市を訪れた岸田首相が、現在の保険証を廃止し、マイナンバーカードに保険証機能を持たせたマイ

ナ保険証に一本化する政府方針を踏まえ、準備作業を加速させる考えを記者団に示したと言っています。市民の多くが、特に高齢者が、まだこの制度設計を知りません。市民は、またかと身構えています。周知をどのように行うつもりか、お伺いいたします。

また、12月に発行の保険証を廃止し、マイナ保険証を一本化するとして政府の方針について、政府の通達は受理しているのか。行政側が分かっているだけで、市民の理解はまだ中途半端のようであります。高齢者市民への周知は、アナログから変更できない人が多く、デジタル技術のように迅速にはいきません。市民の中には、初めから毛嫌いする方々もいるようです。市民全体へのマイナ保険証通達はどのようにするつもりか、お伺いいたします。

3点目、マイナンバーカードの利用を不安視する高齢者への対策はということであります。医療を必要とする比較的年齢が高い人たちは、いろいろなカードを使うことさえ不安視している人が多いと思います。「今まで使っていた保険証を使うようにできないか」と言うお年寄りもおります。多くの高齢市民は、この変化に対応できるか心配であります。混乱が拡大する前に何らかの対策を考えなくてはなりません。私を含めたアンチカード市民への対応について、市ではどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

4点目、マイナンバーカード機能のスマホ搭載についてであります。私も高齢者ですので、お聞きしますが、スマホに新型コロナワクチン接種証明を入れたことがありました。今回のマイナンバーカードをスマホに移行するのも、アプリをインストールし、それを開いて利用するのだと思いますが、健康保険証もそれと同じ扱いになるのでしょうか。使い方が混乱し、私にはよく分かりません。また、住民票や印鑑証明、戸籍抄本などのコ

ピーを使うときは、マイナンバーカードと別扱いになるのかお伺いいたします。

5点目、マイナンバーカードの偽造防止も含めた不正利用対策についてであります。カードの不正利用による不安、懸念が叫ばれています。不正防止は自己責任で、自分で管理しなければなりません。62ちゃんねるで、4つのガードでしっかり守られていると説明がありましたが、何も分からない市民が信用するかどうかであります。それをスマホに搭載されるとなると、混乱が生じます。

「AGEHA」やキャッシュレス決済への対応などが加わってくると、どうなるか分かりません。

最近の政府の見解で、 아이폰にマイナ機能を持たせることが決まり、事前にマイナポータルを通じ証明書登録をしておけば、マイナカードを持ち歩かずにスマホだけでコンビニの住民票や印鑑証明などの写しの発行や子育て支援の申請などのサービスを受けられるようになるようですが、多くのものがカード化されている中で、その使い道について高齢者は混乱し、若者たちのようにてきぱきと利用できず、不安が募り、座視できないことになるのではないかと心配であります。

最近のニュースでも、オレオレ詐欺のようなカードから情報を盗み取られる事案が多発しています。自治体の情報が漏えいすることも問題視されている中で、個人情報保護はどのような対策が取られるのか。マイナ保険証の偽造防止を含めた不正利用対策の取組について、改めてお伺いいたします。

3項目めであります。スマホ利用対策についてお伺いいたします。むつ市シニア世代スマホデビュー応援補助金の交付にあたっての年齢制限及びその目的と根拠、財源などの詳細についてお尋ねいたします。

5月8日、市長は定例記者会見で、むつ市が今年度行っている65歳以上の高齢者のスマートフォ

ン購入などに利用できる補助金を交付していると話していますが、市は4月末時点で33件の利用があったことを発表しています。現状では、難しいことは市民には分からない、やりたくない、今のままでいい、そっとしてほしいなどの声が漏れ聞かれます。また、65歳以下でも持っていない、使えない市民もいます。補助金の交付年齢制限と、65歳以上を優遇するその理由は何でしょうか。また、財源の捻出方法についてもお伺いいたします。

2点目、補助金の対象を65歳以上にした理由と、対象にならない65歳以下の市民への対応についてであります。昨年度市が行ったアンケート調査で回答があった65歳以上の約半分がスマホを持っていない結果を基にしていると伺いました。では、市内にこの補助金の対象者はどれぐらいいるか。また、既にスマホを持って利用している高齢者もいると思いますが、ガラケーやスマホを持っていないどのくらいの高齢者が利用すると考えているのか。また、対象者を65歳以上にした理由と、その根拠は何か。65歳以下への対応について不公平感はないか、市の考えをお伺いいたします。

3点目、スマホを使用できない市民対策についてであります。スマホ利用は、DXを市民に周知させるための一環だと思いますが、この言葉も知らない市民も多いと思います。補助金をもらっても、スマホを扱えない市民も多いと思いますが、私も含めて高齢市民は、健康保険証をマイナンバーカードに移行させ使用させるといっても、全く分からない人も多いと思います。高齢者にスマホ利用をなじませる対策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

4点目、デジタルデバイド解消の取組についてであります。デジタルデバイドとは、難しい言葉を使いましたが、インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる者とできない者との格差を指します。そこから社会的に分断が起こる

ことですが、日本では情報格差社会とも言われています。DXを推進するには、この格差を縮めなければなりません。デジタルデバイドに対する対策について、市ではどのように考えているかお伺いいたします。

5点目、無料スマホセミナーの詳細について、市では高齢者にスマホを利用していただくために、携帯電話大手、ソフトバンクの協力を得て、来年3月まで毎月3回、市内で開催を予定しているという記事を見ましたが、65歳以下はセミナーに参加できないのか。セミナーの詳細をお知らせいただきたい。

6点目、次は最後の質問になります。移動式体験型ワークショップの導入についてお伺いいたします。来年3月を過ぎればソフトバンクの協力の手が離れるということですが、今後を見据えて、市では高齢者だけでなく、市民全体を対象にした移動式体験型ワークショップを開催してはどうかということになります。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、災害関連死審査会の立ち上げについてのご質問及びマイナンバーカードによるデジタル化への対応についてのご質問につきましては、副市長、危機管理監、デジタル行政推進監及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、スマホ利用対策についてのご質問の1点目、むつ市シニア世代スマホデビュー応援補助金の交付に当たっての年齢制限及びその目的、根拠、財源などの詳細について及びご質問の2点目、補助金の対象とならない65歳以下の市民への対応につきましては関連がありますので、一括でお答えいたします。

市では、総合経営計画後期基本計画の基本的方向にDX・スマートシティ構想の実現を掲げ、誰一人取り残されず、全ての方がデジタル化のメリットを享受できる社会の実現に取り組んでいるところでございます。

この構想を推進するため、一番身近なデジタルデバイスであるスマートフォンを活用したサービスの充実を図っており、市の公式アプリ「むちゅぱ」やLINEを活用したタイムリーな情報発信などに取り組んでいるところです。

スマートフォンのサービスを展開するためには、市民の皆様がスマートフォンを所持していただく必要があります。まずは所持率の低い65歳以上のシニア世代の方を対象に所持していただきたいと考え、この事業を開始したところです。

この事業の財源は、企業版ふるさと納税を活用した事業となっており、今年度は予算額1,360万円、約500名の方への支援を予定しております。

市の施策については、全ての事業におきまして、対象が全ての市民となるように構築するものではありません。例えば漁港整備をしたとすれば、その対象となる市民は漁師の皆様です。介護サービス事業の恩恵を受けられるのは高齢者の皆様です。給食費の無償化は、小・中学生だけです。このように、事業の実施に当たりましては、事業の効果が最大限生かされるよう、様々な調査、証拠や根拠に基づき、また財源を選択して事業を設計しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目から6点目までにつきましては、デジタル行政推進監からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） 東議員のご質問にお答えいたします。

災害関連死審査会の立ち上げについてのご質問の1点目、災害関連死審査会の立ち上げの必要性

についてお答えいたします。当市におきましては、現在災害関連死審査会の設置はございませんが、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条には、「市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」と規定されていることから、努力義務として審査会の設置検討の必要はあるものと認識しております。

審査会は、市町村が単独で設置する方法のほか、市町村が県との協議により規約を定め、県に審査会の設置及び運営を委託することも可能な制度となっております。市といたしましては、災害の被害想定規模や審査会の運営方法、県内自治体の状況のほか、県の取組の動向などを勘案し、審査会設立について調査検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） 災害関連死審査会の立ち上げについてのご質問の2点目、災害関連死や災害被災者の申請補償についてお答えいたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に準拠し、当市においても自然災害によりお亡くなりになったご遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神または身体に著しい障がいを受けた市民に対する災害障害見舞金の支給等を行っております。

災害弔慰金等の支給制度は、ご遺族または被災者の生計を支える観点からも必要な制度であると認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、条例制定についてお答えいたします。災害関連死審査会の立ち上げの必要性についてのご質問において答弁しましたとおり、市では今後災害関連死審査会設置について調

査検討してまいります。審査会設置の運びとなった場合には、その体制に応じた条例または規則等の整備を行いたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） まず、マイナンバーカードによるデジタル化への対応についてのご質問につきましては、1点目と4点目と5点目につきましてお答えさせていただきます。

マイナンバーカードのマイナポイント付与の利用者数並びにマイナンバーカード普及率についてお答えします。マイナポイント事業につきましては、国からの市の実績の情報開示はありませんが、新聞報道によりますと、全体で申請者7,556万人、事業費1兆3,683億円となっているとのことです。

次に、市民のマイナンバーカードの普及率につきましては、令和6年4月30日現在で保有枚数4万2,148枚、保有率78.2%となっております。

次に、ご質問の4点目、マイナンバーカード機能のスマホへの搭載についてお答えします。マイナンバーカードに搭載されている電子的に本人であることを証明する機能をスマートフォンへ搭載することは、既に一部のアンドロイド端末で実装されており、国が提供しておりますマイナポータルで手続きを行うことが可能です。電子証明書が搭載されたスマートフォンでは、対応している端末を設置している一部のコンビニエンスストアで住民票等の発行などの手続きが可能で、医療機関での健康保険証としての利用も今後対応予定となっております。このことから、まずはマイナンバーカードを健康保険証とひもづけるなど、利用できるようにしていただく必要があると考えております。

次に、ご質問の5点目、マイナンバーカードの偽造防止も含めた不正利用対策についてお答えし

ます。マイナンバーカード自体には、プライバシー性の高い個人情報は記録されておらず、設定された暗証番号も一定回数間違えるとカード利用がロックされたり、さらには不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れてしまうなど、様々なセキュリティ対策が施されており、仮にカードを紛失したり、マイナンバーが第三者に知られても、直ちに個人情報を盗み見られることはありません。

マイナンバーカードの偽造防止対策としましては、特殊なインクを使うことや、顔写真や券面全体に特殊な加工を施すなどの安全対策が取られています。市といたしましても、今後も市民の皆様へマイナンバーカードの安全性について周知してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、スマホ利用対策についてのご質問の3点目からスマホを使用できない市民対策についての6点目、移動式体験型ワークショップの導入についてまで関連がありますので、一括でお答えさせていただきます。スマートフォンを所持していても使いこなせていない方は多く、せっかく持っているスマートフォンを有効に活用していただきたいと考え、市主催の無料スマホセミナーを5月から来年3月まで、むつ、川内、大畑、脇野沢の市内各所で開催することといたしました。対象は全市民で、スマホの所持、非所持は問いません。内容は、初めてのスマートフォン体験として、スマホの特徴についての学習と、電源の入れ方などの基本操作、地図アプリを利用した画面操作、カメラの使い方、電話の使い方、音声を利用した検索方法など楽しく学習するものです。使い方に少し慣れている方には、LINEの使い方も学習できるセミナーも開催しております。定員は10名と少人数ですが、一人一人に用意したスマートフォンを使いながら、同じ操作で分かりやすく、講師指

導のほか、サポートスタッフによる支援など、充実した内容となっております。また、1回のセミナーでは操作に不安があるという方は何度でも参加していただいて構いません。

スマホセミナーの案内は、広報むつで翌月分の開催案内をしているほか、町内会長へご案内のチラシなどの配布をお願いしているところです。

5月29日に1回目のセミナーを開催したところ、大変好評で、現在6月19日の来さまい館と、6月20日午後の川内庁舎、7月10日の中央公民館での開催分は定員がいっぱいとなっております。

まずは、この敷居の低いスマホセミナーを充実させていき、デジタルデバイドの解消に努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） マイナンバーカードによるデジタル化への対応についてのご質問の2点目、マイナ保険証への切替えにかかる市民への周知についてお答えいたします。

健康保険証は、国から示されましたマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化の方針に基づき、令和6年12月2日から新規の発行がされなくなります。

市では、国民健康保険に加入しております全世帯に対しまして、年次更新により8月1日から有効となります国民健康保険証発送の際に、また後期高齢者医療被保険者の皆様には、令和6年度分の後期高齢者医療保険料額決定通知書発送の際に、マイナ保険証に関するリーフレットを同封することとしております。

また、窓口で新規に取得される際やマイナンバーカードの手続で来庁された方にも同様のリーフレットをお渡しして、周知を図ることとしております。

次に、ご質問の3点目、マイナンバーカードの

利用を不安視する高齢者への対策についてお答えいたします。マイナンバーカードに不安を抱える方がいらっしゃることは、市といたしましても認識しているところでございます。そのような不安を抱えたまま、マイナ保険証に移行し、これまでどおり医療機関を受診できるのか、今の保険証をこのまま利用できないものかというところが、特に高齢者の皆様の不安ではないかと推察いたしております。

令和6年12月2日以降、従来の保険証の新規発行はされなくなりますが、8月から有効の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証は、最長で令和7年7月31日までの有効期限となっております。引き続き利用できることとなっております。また、マイナンバーカードを所持していない方や保険証利用登録をされていない方は、発行済み保険証の有効期限内に、基本的には申請いただくことなく資格確認書を送付することとされておりますことから、安心して医療機関を受診できるよう準備を進めているところであります。

これらのことを保険加入者の皆様に周知を図り、不安解消に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） 丁寧な答弁、ありがとうございました。ただ、答弁を聞いていまして、分かったことがあれば、分からないことも大分多くて、マイナンバーカードとスマホの利用範囲、私はやっぱり理解できません、市長。これ私はある程度操作した段階で、実際に目で見てやらなければ駄目なような状況になっています。ですが、私なりに頑張って勉強してみたいと思います。

それでは、1項目めからの再質問になりますけれども、当市でも結局災害関連死審査会はないと。そして、条例も今後の課題だみたいな答弁が返ってきましたけれども、市長、例えば地震とか災害

がすぐ来た場合、対処方法はどういうふうを考えていますか。これからと言いますが、いつまで待てばいいのかわかりません。だから、例えば能登半島みたいな地震が、今すぐここで来た場合の対応、そうなった場合の対応はどういうふうを考えているかということです。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

現状の対応としましては、国等の事例等を参考に判定することとなります。また、判定が困難な場合には、審査事務を県に委託する方法により対応したいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） 県に委託するという答弁が返ってきましたけれども、県に委託するのではなくて、災害というのは市でやらなければ駄目なのです、そういうふうです。すぐ災害が起きた場合は、その対応の仕方です、私が今話をしているのは、県にお伺いを立てて、そして市が何らかの采配をしてもらうというような感じみたいな答弁ですけれども、とにかく私が心配しているのは、能登半島の地震でも、このぐらいの地震が起きましたよね。そして、陸奥湾は別ですけども、日本海中部地震みたいな、青森県の東通のほうのところの日本海溝、それが結局来ない来ないと言っている、30年以内には来るのだということから、もう15年以上もたっているわけです。ですので、すごく危機感を感じているわけです。

ですので、そういうふうにかがすぐ起きた場合に、例えば道路なんか、市長もテレビで見たと申しますが、分断されてこうなって、車も動けない、それから救急車も呼べない、そうなった場合に、一々県のあれを仰いでいる必要はないと思うのです。だから、今こういうふうなことをしゃべれば、自主防災組織を強化すればいいので

はないのかなというような気持ちもありますけれども、そうでなくて、身近に起こることに対する対処方法を行政でどういうふうにしていくかということ今聞いているわけです。市長、どうでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まず、災害関連死審査会と災害の対応を区分して答弁させていただきますけれども、道路ないし、むつ市の行政内で起きたことにつきましては市の責任を持って対処させていただきたいと思っております。もう一つ、整理してお答えさせていただきますけれども、災害弔慰金が支給できないということではございません。むつ市災害弔慰金の支給等に関する条例が既に昭和49年からむつ市はございますので、災害で亡くなった方をはじめ被害に遭われた方への災害弔慰金というのは支給できます。

東議員がおっしゃっているのは災害関連死、いわゆる災害に関連したかどうかちょっと分からない、判定しなければならぬという事例でありますので、まずそういった関連死というのは、災害が起きてすぐ起きるものではなくて、まずは災害が起きて対処しなければいけないのは避難所、昨日も野中議員の質問にもありましたけれども、避難所の施設、一時避難をする、まずは市民の皆さんの命と財産を守ることに私たちは一番力を使います。その次に、災害に遭われた方というのは、1週間ないし1か月ないし次の対応ということで、まずは災害の対応に全力を尽くす。その中で関連死が出てきた場合は、県ないし市のほうで立ち上げていくという、順次追ってやっていくことだと理解しておりますので、県ないし、もちろん市でやることも必要だと思っておりますけれども、県とも相談しながらやっていくというふうな答弁を危機管理監からさせていただいたと理解しております。

す。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） 分かりました。私のほうが何か拙速だみたいな感じで、焦っているわけではないのですが、対応の仕方を十分考慮してやっていただきたいと思っております。

それから、2項目めのマイナンバーカードによるデジタル化対応についてでございますけれども、この答弁が一番難問でして、答弁を聞いただけでは何を、英語かドイツ語か分からないのですが、いろんなものが出てきまして、それが理解の範囲を超えていましたので、これはこれでまずいいとしておきます。後で勉強して、また再度質問するようにいたします。

それから、いろんなスマホのマイナンバーカード機能の使い方とかいう、今お年寄りたちに対して、いろいろ温かい手を差し伸べてやるというようなご答弁が返ってきましたので、私も年寄りですので、安心しました。できる限りは、これからスマホを使うといっても、なかなか手にするだけでも怖いというようなお年寄りもいるのです。私の家内も、「ガラケーからスマホに移してやったほうが楽だよ」と言っても、「いやいや、いい」というような感じで、もうそういうふう突っぱねられるわけです。ですから、そこら辺も行政のほうで、もう少しゆとりを持った対応をしていただきたいと思っております。まずそんなに、今回は私も分かりませんので、あまり無駄な質問はいたしません。

それで、この中でちょっと分かりませんので、3点ほど、これを踏まえた再質問をいたします。まず1つ目、市民のマイナンバーカードの今後の利用範囲についてですが、健康保険証、印鑑証明や戸籍謄本や抄本、住民票の取得、運転免許証などの利用が付加されるということですが、私はこの問題で引っかかったのは、スマホに運転免許証

がどうして、これは警察でもらっている免許証でするので、市でやらなければ駄目なのか。私これ引っかけたのですけれども、これはそれでいいです。利用が付加されるということですが、このスマホの一本化が当市でも大分見られてきましたよね。これから先、将来、こういうふうなものを考えて、いろいろとまた行政でもひもづけがなされると思いますが、行政が推奨するマイナンバーカードの今後の利用範囲はどの程度を想定しているのか。市長、どうでしょうか。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） お答えいたします。

国では、今年度中に運転免許証とマイナンバーカードを一体化させるという予定であります。このほか様々な国家資格をつくる時に、このデジタル化ということで、マイナンバーカード利用に取り組んでいるということです。

市では、マイナンバーカードの公的個人認証というシステムを利用したサービスを展開しておりまして、市公式アプリ「むちゅば」に子ども医療費受給者証や高齢者無料乗車証「AGEHA」のデジタル化に取り組んでおりまして、今後もサービスを追加していこうと検討しております。

また、現在国の実証事業にも参加しておりまして、予防接種や母子保健の問診票をデジタル化ということで取り組んでおりまして、今後ますますマイナンバーカードの利用場面が増えていくと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） ありがとうございます。今聞いたご答弁の中で分かったのは、いろいろな免許証が付加されるということは分かりました。あとのものは、ちょっと理解に苦しんでいます。これも私が不勉強のためということですので、後で勉強したいと思います。

それから、2点目ですけれども、このスマホ内のカードの使い方と指導員、例えば行政の指導員ですね。別にまた指導員を確保するかしないか、それは別といたしまして、行政側の対応ですけれども、行政の職員が指導員になってもいいですので、この指導員の確保について市はどのように考えていますか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 行政の指導員についての答弁は、デジタル行政推進監からさせていただきますけれども、スマートフォンにつきまして、高齢者の皆さんは不安に思っているという東議員のご指摘でございますが、昭和の時代に三種の神器と呼ばれたものがカラーテレビ、自動車、クーラーと言われております。自動車も振り返ってみれば、馬車のようなもので走っておりまして、車の乗り方というのは、鍵を開けてエンジンをかけて、パーキングからドライブへ入れて、今ではオートマです。そういったように、多分馬車から乗り換えた方は非常に難しかったのだらうなというふうに思いますけれども、遠いところまで早く移動できる、便利になったというふうに思いますし、スマートフォンもそういうふうにご理解いただければ、使い方によっては便利だというふうに思いますし、クーラーも、以前はうちわが扇風機になって、今こういった気温が温暖化している中で市民をどうやって守るかといえば、クーリングシェルターをはじめ公共施設にクーラーをつけて、涼しいところでいてもらうということになりますので、必ず使わなければならないということではありませんけれども、使うことによって市民の皆さんの生活が便利になる。高齢者の皆様の生活も便利になるというふうにご理解いただければ、無理して使ってくださいということではなくて、昭和の時代に生きた皆さんも、平成の時代に生きた皆さんも、それぞれの時代で便利なものが登場して、

それを活用してやってきたということだと思えますので、令和の時代にスマートフォンはじめ、マイナンバーカードで市民の皆様が便利になるものを取り入れやすくなるように、指導者をこれからも配置していきたいと思えますので、配置の状況についてはデジタル行政推進監から答弁させますけれども、そういうふうにご理解いただければ幸いです。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） 行政の対応ということでありまして、本市の情報・DX戦略課、職員数名しかおりませんので、なかなか全市民対応というのは難しいと考えております。

その上で、今回スマホデビュー支援を行うということで、各キャリアやそのほかの電器店の窓口では、簡単な操作を必ず教えていただいて、必要なアプリを入れていただくということからまず始めてもらって、その後スマホセミナー等に参加していただくというので、全体を網羅していきたいなと思っております。

このスマホセミナーの開催につきましても、今後もっともっと継続していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 13番。

○13番（東 健而） 市長、今の時代は令和ですね。私は昭和の時代の生まれです。ですので、テレビがない時代から、テレビがどうすればつくのかなとか、そういうふうな時代。それから、車も触って覚えました。だけれども、今の時代、スマホは見たって、触ったって、物が動かないでしょう。中身が使えなければ動かないわけですよね。ですので、今のお年寄りたちは私と同じ。まだ理解力が多い人がいると思えますけれども、こういうふうにして、本当に分からない人が今多くなっているわけです。ですので、先ほどからしゃべっているとおり、お年寄りをいたわるようなやり方をし

ていただきたいと思えます。

それから、3点目ですけれども、スマホの利用を継続的に指導していただきたいということですが、これも、情報・DX戦略課の担当者ですが、この前マイナンバーカードにすればコンビニで住民票の申請などは100円安くなると申ししておりました。確かにそのとおりだと思います。しかし、私たち高齢者は多種多様です。使いこなせる段階に至るまでは、早い人もいれば、相当時間がかかる人もおります。指導はシニア世代が熟練していけば、担当者が説明に窮する場面が出てくることもあろうかと思えますが、この指導ですけれども、継続的に行っていただけるのかどうか、それをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） デジタル行政推進監。

○総務部デジタル行政推進監（藤島 純） まず、セミナーに関しましては、次年度以降も継続してやりたいと考えております。

また、市で今出している公式アプリ「むちゅば」の使い方とか、そういうコンビニでの使い方が難しい場合は、ぜひ市役所に1度おいでになって、細かいところを聞いていただければ、詳しくお知らせしたいと思えますので、ご利用いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 13番。間もなく申合せの時間となります。

○13番（東 健而） 間もなく終わりますので。今答弁いただきましたけれども、担当者のところへ行けば教えていただけると。私も早速伺いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これ以上やれば恥になるかも分かりませんので、これで終わりますけれども、今日はちょっと長くなりましたけれども、ご答弁大変ありがとうございました。

私は今回、お年寄りの立場から代弁者として質

問してみました。聞いても全く分からない人、ところどころ理解できる人、既にスマホを使いこなしている人などがいると思います。それを踏まえた丁寧なご指導を要望いたしまして、むつ市議会第260回定例会での節目の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎井田茂樹議員

○議長（富岡幸夫） 次は、井田茂樹議員の登壇を求めます。15番井田茂樹議員。

（15番 井田茂樹議員登壇）

○15番（井田茂樹） おはようございます。自民クラブ、井田茂樹です。むつ市議会第260回定例会に当たり、一般質問させていただきます。

私は、東議員のように前振りがまだ得意ではありませんので、早速質問に入らせていただきます。

今回の質問事項は5項目、水産行政、教育行政、市内各公園の環境整備、使用済燃料中間貯蔵施設に関する諸課題、福祉行政についてとなります。

初めは、水産行政についてであります。脇野沢を代表する魚、マダラは、近年900トンから1,000トンの豊漁が続き、好調をキープしている状況です。これは、1900年代に1,300トンから1,200トンあった漁獲量が、2003年には35トンまで激減し、約25年間、低迷時期が続いた際、脇野沢村漁協が資源回復のために行った漁獲努力量、操業統数の削減、産卵親魚、小型魚の保護、禁漁期間を設けるなど

の資源管理、資源保護の努力の成果であり、関係各位に敬意を表するとともに感謝申し上げます。

さて、豊漁の一方で、捕れたマダラの加工は、脇野沢で行う量は少量で、多くは八戸方面の加工施設へ送っているのが現状とのことです。燃料費や輸送費の高騰により、コスト削減の面からも、今後は現地周辺で加工することを検討すべきと考えます。それにより、経費削減はもちろんですが、加工品のブランド化、さらには働き手が必要になるので、雇用の創出にもつながります。官民が連携して、マダラ漁から加工品づくりまでを地域の主力産業として育てていく。さらには、現在開始しているサーモン養殖が軌道に乗り、将来ブランドとして有望と判断すれば、マダラ同様に現地で加工を行える施設が必要となります。しかし、新しい加工場を設けるのは膨大な費用などが必要なため、現実的ではないかもしれません。幸いなことに、脇野沢には現在稼働中の水産物処理加工施設があります。

そこで、こちらをマダラやサーモンの加工場として活用することは可能なのか、お聞きいたします。

次は、ホタテ養殖の現状についてお聞きいたします。昨年の高水温の影響による大打撃が本年以降のホタテの水揚げに大きく影響するとの予想がされていましたが、今シーズンの水揚げ実績は、5月25日時点で、前年同時期の4割程度になっています。品薄感からか、5月27日に行われた2024年度半成員の第4回入札では、1キログラム当たりの落札価格が過去最高高値の279円となり、6月13日、昨日であります。第5回入札では252円と少し下がりましたが、例年よりは高値となっております。

むつ、川内、脇野沢の漁協は、3漁協協議会を活用し、共同の販売戦略を策定するほか、ホタテ養殖について安定生産のため、地方独立行政法人

青森県産業技術センター、水産総合研究所の指導の下、適正な収容枚数や連間隔についてルールを設定して、春先の低水温や夏場の高水温によるへい死被害を抑制するため、養殖管理を徹底する努力を続けているとのこと。

5月20日から陸奥湾内の各漁協と県、市町村などによる本年度の養殖ホタテガイ実態調査が始まり、昨年の高水温の影響からか、成長不良の貝が多く見られた漁協もあったようです。

市長も5月20日に川内漁協に視察に行かれ、加工を含めたホタテ産業支援に向けて、今後も現場に足を運んで調整していく考えを示されましたが、むつ市の関係箇所の現状はどうなっているのか、本年度の現状及び今後の対応についてもお伺いいたします。

次に、教育行政、学校給食無償化に伴う問題についてであります。青森県が行う給食費無償化の取組については、県が取組を発表する以前から、市長は給食費無償化を公約として掲げておられました。そして、公約どおり、本年10月から実施することになります。長く続く不景気、円安の長期化、天候不順による輸入原材料価格の高騰などに伴う物価上昇が続いています。今月は菓子や乳製品など614品目が値上げされるとの発表もあり、家計の厳しい子どもを持つ家庭にとって、本当にありがたいことですし、未来を担う子どもたちに対するすばらしい政策です。

その一方で、無償化にはなりますが、使用する食材が無料になるわけではなく、逆に物価上昇や輸送費の値上がりから、必然的に食材単価も値上がりしている現状の中で、給食施設で働く人たちや食材の納入業者などに待遇面や納入単価などにおいてのしわ寄せが行くことは絶対にあってはならないことです。

また、最近では、食品添加物が子どもの心身へよくない影響を与えることが報告されています。

未来を担う子どもたちが健康な心と体で成長していけるように、この機会に地場産品をもっと積極的に活用すべきと考えます。

豊かな海、山、田畑が豊富にあるむつ市、下北には、おいしく安全安心な食材がたくさんあります。子どもたちに給食を通して地元食材を感じてもらい食育にもつながりますし、漁業、農業、畜産業など、地域の第一次産業の活性化にもなると思います。

以上、無償化に伴い、給食施設で働く方々や食材などの納入業者への対応と、地場産品の積極的活用について市の見解をお伺いいたします。

次に、運動公園などの環境整備についてであります。むつ運動公園のトイレにつきましては、過去にも先輩、同僚議員が何度となく質問の項目に挙げ、市民の皆さんからの要望が非常に多い事案であります。

ご承知のとおり、むつ運動公園には、陸上競技場、野球場、テニスコート、遊具のある公園など、年間を通じて市民の皆さんをはじめ、大会などが開催されると、市外、県外から多くの方々が訪れる場所でもあります。このように多くの方々が利用する公園の環境整備は、計画的に行われるべきであります。

そこで、現在の公園施設内のトイレの総数、そのうち使用可能なトイレ数は何か所なのかお伺いいたします。

次に、中間貯蔵施設の事業開始に伴う様々な課題についてであります。昨日の佐々木隆徳議員の一般質問の内容と重複することをご了承願います。中間貯蔵施設は、本年9月までに柏崎刈羽原発から使用済燃料を受け入れ、事業を開始することに伴い、安全協定締結に向けた議会への説明や住民説明会の予定が徐々に進められている状況ですが、事業開始後の不測の事態に対処する施設、つまりオフサイトセンターの設置がされていませ

ん。

県が3月に旧市民プール跡地をオフサイトセンター建設候補地として示していましたが、そんな中、県が候補地を再検討していることが5月22日に明らかになり、6月12日の県議会特別委員会で、宮下知事が、むつ警察署の隣接地が適地との結論に達したと明らかにしました。事業開始から同センターの運用開始までの期間、当面は中間貯蔵施設から約11キロメートル離れた東通村防災センターを対策拠点として使用していますが、不測の事態が生じた場合、離れた対応拠点から、どのように対応する準備をしているのかお伺いしますが、昨日の佐々木隆徳議員の一般質問で明らかになりましたので、答弁は要点のみで構いませんので、ご配慮をお願いいたします。

次の質問は、医療的ケアが必要など、心身にハンディキャップを持つ人たちや保護者、家族へのサポート体制についてです。先月新聞にも掲載されましたが、弘前市で、南部町に続いて県内2例目となる医療的ケア児（以降、医ケア児とさせていただきます）の個別避難訓練が実施されました。

2023年12月の調査時点で、避難計画政策の対象となる22市町村中10自治体が医ケア児の災害個別避難計画を作成していないとのことですが、むつ市の現在の対応はどうか。また、実際の避難系訓練をしていない場合、今後どのように対応していく方針なのかお伺いいたします。

以上、市長をはじめ理事者の皆様には前向きな答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 井田議員のご質問にお答えいたします。

まず、水産行政についてのご質問の1点目、脇野沢水産物処理加工施設を真ダラやサーモンの加

工施設として活用できないかにつきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、昨年の高水温によるホタテへい死被害の総括と本年度の現状及び対策についてお答えいたします。まず、昨年の高水温によるホタテガイへい死被害の総括について、令和5年12月の秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査の結果では、令和5年7月から同年10月にかけての陸奥湾の高水温により、むつ市漁協、川内町漁協及び脇野沢村漁協において、令和4年産貝で平均14.6%、令和5年度貝で3.8%のホタテガイがへい死という状況でありました。

また、親貝となる令和3年及び4年産貝の保有枚数が必要量の約半数となり、令和6年度に半成員や新貝となる稚貝の保有枚数も約半数となったため、むつ湾漁業振興会に所属する漁協では、ホタテガイの産卵期間である1月から3月までの成員の出荷を抑制し、親貝の確保を図りました。

次に、本年度の現状については、本年5月に実施した春季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査に私も同行し、現地状況を確認してまいりました。また陸奥湾全体の結果は出ておりませんが、市内3漁協においてホタテガイは順調に成長しており、へい死は少ないという状況でありました。

本年度の対策について、市といたしましては、今後も高水温の情報を注視し、漁業協同組合に足を運んで実態を把握するとともに、県等の関係機関と連携を図り、ホタテガイ養殖業を支えてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、そのほかいただいたご質問につきましては、教育委員会、危機管理監及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 井田議員の教育行政についてのご質問、学校給食への地場産品の積極的活用

についてお答えいたします。

地産地消の重要性につきましては、私どもも強く認識いたしており、これまで同様、地元産の食材の積極的な利用を図ってまいります。食材等の高騰は懸念される場所ですが、栄養職員の創意工夫、生産者や経済団体等のご協力もいただき、今後も満足していただける給食と、地場食材や郷土料理への興味や関心を持ってもらえるような食育を推進してまいります。

なお、食材の購入につきましては、学校給食調理施設において、1食当たりの単価がこれまでと同額となるよう、県の学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金との差額を市が負担するための補正予算案を提出させていただいております。

また、議員ご懸念の給食調理員の待遇等につきましては、給食費と調理員の給与等に関連はなく、本事業により調理員の待遇が変わることはございませんので、ご安心いただきたいと存じます。

学校給食費無償化後も引き続き、給食内容及び食育の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 産業政策部長。

○産業政策部長（伊藤大治郎） 水産行政についてのご質問の1点目、脇野沢水産物処理加工施設を真ダラやサーモンの加工施設として活用できないかについてお答えいたします。

脇野沢水産物処理加工施設は、地域水産物であるホタテガイ、クロソイ及びマダラの処理加工を行うことにより就業機会の提供及び施設の効率的な利用を図り、もって地域の活性化を促進するため、平成5年度に建設された施設であります。

市では、毎年度使用者を公募し、現在は選定された者がホタテガイ、マダラの加工を行う目的で活用しております。サーモンの加工施設としても活用できますが、作業場所が狭隘で適した機材、設備等を設置しておりませんので、ご理解を賜り

たいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市民生活部長。

○市民生活部長（石橋秀治） 市内の公園の整備についてのご質問、むつ運動公園などのトイレの改修や増設についてお答えいたします。

むつ運動公園内のトイレの設置状況につきましては、屋内トイレが陸上競技場、野球場及び庭球場コートハウスの計3か所にありますほか、屋外トイレが4か所に点在しており、合計で7か所に設置されております。

屋内トイレのうち、昭和44年に設置されました陸上競技場東側及び庭球場北側にあります2か所のトイレは、老朽化のため使用を廃止しておりますことから、使用可能なトイレは現在5か所となっております。使用可能なトイレのうち、洋式化されていない駐車場付近のトイレは、今年度中に改修しますほか、その他の庭球場コートハウストイレ、野球場トイレは順次改修を進めていくこととしております。

なお、改修につきましては、財政負担の軽減を図るため、国の交付金の活用を念頭として、令和6年度中に公園施設の長寿命化を図るための計画を策定することとしております。この計画にむつ運動公園のトイレ改修などをメニューとして加えまして、令和7年度以降、順次トイレ改修等を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） 中間貯蔵施設に関する諸課題についてのご質問、オフサイトセンター建設の工程及び完成時期についてお答えいたします。

オフサイトセンターにつきましては、法令上、事業開始前に指定される必要があることから、現時点では既存のオフサイトセンターから東通村防災センターが指定されたものと認識しておりま

す。施設の性質上、広範囲に影響を及ぼす放射性物質等の放出を伴う事象が発生する可能性が極めて低い施設であり、市役所から若干距離があるものの、緊急参集が可能な地点にあり、複数のアクセス経路も確保されていることから、十分に災害対応が可能であると考えております。

一方で、市といたしましては、市民の皆様の安全安心を確保するため、早期に市内への整備が必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 福祉行政についてのご質問、医療的ケア児とその保護者へのサポート体制全般についてお答えいたします。

まず、医療的ケア児の個別避難計画についてですが、市ではこれまでむつ市避難行動要支援者避難支援プランにより対応してきたところですが、障がい者支援に係る有識者で構成するむつ市地域自立支援協議会におきまして、同プランの医療的ケア児に係る情報が不足しているとの指摘を受けたことから、本年度、より適切な医療的ケア児の個別避難計画を作成することとしております。

次に、医療的ケア児を対象とした避難訓練についてですが、災害時の避難に当たりましては、電源供給設備のある避難所の確保など、多くの課題がありますことから、実施方法等につきまして、障がい児支援を行っている事業所など各関係機関と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） それでは、順次再質問させていただきます。

水産行政であります。脇野沢水産物処理加工施設は平成5年建設ということで、今年で31年目になり、そろそろ老朽化もしてくる頃だと思いま

すが、今後も水産物処理加工施設の設備投資など、限りある財源の中での対応になるものと思います。が、厳しい面もありますけれども、長年脇野沢地区を活性化するためにも努力し続けている地域の皆さんのために、コスト削減、雇用創出のためにも、ぜひ地元で加工施設を稼働して、地域全体の活性化へつなげていただきますようお願い申し上げます。

そして、サーモンの加工に関しましても、ぜひ今後もむつ市で加工、雇用創出を切にお願いいたしまして、このことについては再質問いたしません。

次は、ホタテ養殖の現状についてでございます。今回の調査で、他地区の漁協では育成不良が見られた箇所もあった中で、むつ市ではおおむね育成は順調とのこと。これは、へい死被害を抑制するために養殖管理を徹底している漁協や実際に海に出て働く漁師の方々の地道な努力の成果と考えます。関係各位の皆様には敬意を表すとともに、感謝申し上げます。

私も仲卸の仕事をしていた関係で、漁師の知人、友達がたくさんおりますが、やはり現場のことを一番よく知っているのは漁師の皆さんです。毎日のように海に出て仕事をしているので、海の変化や異常にもいち早く気づき、それに対応するノウハウも持っていると思います。

市長は今後も現場に足を運び調査していくとのことでしたが、現場に行く際には、漁協、関係各位の皆様と意見交換や情報収集をしていると思いますが、その際、実際に現場で働く漁師の皆さんとも意見を交えて、より深い意見交換をしていたのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） これまでも、私だけではなく市職員が漁業協同組合に足を運びまして、組合長だけではなく、もちろん漁師の皆さんと漁業の実

態把握に努めてまいりました。今年度新たに水産業専門官を配置いたしまして、水産業専門官は長年県の水産行政、研究機関に勤めていた方でございます。今年度新たな取組といたしまして、毎月水産業に関する情報誌を市独自で発行しておりますし、市内の水産業関係団体及び漁業者の皆様へ、そういった情報誌を発行しているお知らせをはじめ、今年度実際に現場に出向いた際、漁師の皆さんにお会いして話していただければ。私自身は時間に限りがありますので、私が直接全ての漁師の皆さんに会うことはなかなか難しいわけでございますけれども、水産業専門官をはじめ担当の職員が昨年以上に漁業者の皆さんの声を聞いているというふうに私自身は感じておりますので、これまで以上に寄り添いながら水産業の発展に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。実際に被害やトラブルがあったときなど、どのような対策やサポートがあれば助かるのかなど、現場で働く漁師の皆さんの声を聞くことは、より細やかな実効性のあるサポートへとつながるはずです。今後は、我々市議会も常任委員会等を活用して現場に出向くよう対応してまいります。市長や理事者の皆様も、引き続き漁師の皆さんの声を大切に、現場ファーストの対応をよろしく願いいたします。

次に、学校給食について再質問いたします。先日閣議決定された2023年の農業白書では、気候変動や国内生産者の急減で、食料安全保障の確保は歴史的転換点に立っていると強調され、安定した食料を届けるため、国内の生産拡大など強化が重要とのことでした。

むつ下北でも、農業、漁業、畜産業などの高齢

化、担い手不足や担い手の確保が非常に厳しい問題としてあります。そういった観点からも、地場産品の積極的活用を進め、地域の一次産業を活性化していただきたいと思っております。

さて、給食無償化に関連してではありますが、最近ではフードロスが問題になっております。最新の報告ではありませんが、環境省の調査報告では、全国平均で1人当たりの年間の食品廃棄物量は17.2キログラム、そのうち食べ残しが7.1キログラム、調理残渣5.6キログラムと、食べ残しと調理残渣が約7割を占めています。この原因として、給食の量が多い、給食時間が短い、嫌いな食べ物があるなどが挙げられるそうですが、SDGsの観点からも、様々な工夫により改善している例が全国にたくさんあるようです。例えば野菜嫌いのこどもでも食べやすいようにニンジンを中心の形に切ったりだとか花形に調理したことで、最大65%食べ残しが減った報告もあったそうです。

そこで、むつ市での給食の食べ残しの状況と、それについてどのような対策、対応しているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 学校給食における食べ残しの問題についてご回答申し上げます。

各学校において、献立あるいは学年、学級等の人数等に差がありますことから、一概には申し上げられませんが、一例を申し述べれば、1日800食を提供している給食施設におきまして、1日当たりの食べ残しは平均で37キログラム、1人当たり46グラムとなっております。

各学校においては、議員がご指摘いただきましたように、様々な取組をいたしております。苦手なものにチャレンジする取組、教職員における声かけの実践、そして給食だよりなどを通して、こどもたちに生産者や調理してくださる方々への感

謝の念を持ってしっかりと食べるように、そのような指導を毎日いたしております。

今後におきましては、(仮称)むつ市防災食育センターが完成した後は、調理工程を見学できるスペースが設けられる予定となっております。そうした見学等を通じて食育に取り組むことで、食べ残しの減少に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(富岡幸夫) 15番。

○15番(井田茂樹) ありがとうございます。食べ残しに関しては、アレルギー対応など事情もあり、現場で指導する立場の教職員の皆さんにとっては、デリケートで難しい問題でもあると思います。

先ほど述べた調理方法の変更や給食時間の目標を設定して食べる時間を確保するなどの工夫に加えて地場産品を活用することで、防災食育センターの見学等も含めまして、こどもたちと生産者との交流が生まれ、大切に育てられたものや命あるものをいただく、そのことへの理解を深めることにもつながっていくと思います。

休耕地対策、地域産業の活性化、こどもたちへの健全な食育など、様々なメリットのあることだと思いますので、今後もいろいろな方面から前向きな姿勢での対応をよろしくお願いいたします。

次は、運動公園など環境整備についての再質問をしたいと思います。現在の運動公園の敷地内のトイレは、使用中のやつが3か所から5か所のことでしたが、先ほどもお伝えしたように、むつ運動公園は年間を通して多くの方々が利用しています。そういった状況の中でのトイレ数が3か所から5か所ではやはり足りなく、増設してほしいとの要望が多数ありました。

そこで、むつ運動公園野球場管理棟のトイレについてですが、こちらのトイレは現在男女共用で使用されているとお伺いいたしました。野球の大

会などで訪れる児童・生徒や保護者の方々から、何とか改善してほしいとの要望が多数、現在もあります。男女共用での使用につきましては、プライバシーや犯罪を防ぐ観点からも、早急に改善が必要と考えます。例えばですが、野球場、スポーツ広場に近い場所に新しくトイレが増設され、使用可能になれば、この問題については改善されることと考えますが、そこでこのトイレの男女共用についてと今後の対応について、市長の見解をお伺いいたします。

○議長(富岡幸夫) 市民生活部長。

○市民生活部長(石橋秀治) お答えいたします。

むつ運動公園の野球場のトイレは、現状男女共用となっておりますが、令和7年度以降の改修に当たりまして、男女別に分けた場合の出入口や衛生器具設備のスペースが確保できるかということ在设计において判断してまいりたいと考えております。

また、野球場裏への増設につきましても、施設規模等に応じて、どの場所が適切か検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(富岡幸夫) 15番。

○15番(井田茂樹) ありがとうございます。私も市長と同様に、35年ほど前に市の臨時職員として、むつ運動公園の整備などの仕事に就いておりました。その当時はまだ老朽化していなかったトイレですが、現在の使用不可となっているトイレが2か所、取り壊されてなくなってしまったトイレも2か所という状況を見て、35年の月日の長さを感じるとともに、トイレの数が足りないと感じました。施設の規模や利用者数を考えると、増設が必要と考えます。

運動公園など利用者の多い場所のほかにも、市内には規模は小さくてもトイレが設置されている公園があります。例えば大畑漁協前の公園では、地元の老人クラブやお友達同士でゲートボールな

どを楽しむために使用しているトイレもございません。子どもたちが遊ぶ場所として使用しているところもあります。県の施設、市の施設、いろいろあると思いますが、ぜひ市民の皆さんが気持ちよく公園を利用できるように、今後も引き続きご配慮をお願いします。

次は、中間貯蔵施設の事業開始に伴う課題について再質問いたします。これは昨日、ほとんどもう質問がかぶっておりましたので、別の視点からちょっと再質問していきますが、オフサイトセンターの建設予定地の決定は二転しましたが、むつ警察署の隣接地に建設される確率はどのくらいなのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

オフサイトセンターのむつ警察署隣接地への建設につきましては、指定の権限を有する内閣府と県が今後具体的な整備に関する調整を実施していくこととなりますので、現時点でその確率について具体的に申し上げることは難しいということをご理解いただきたいと存じます。

一方で、建設予定地につきましては、整備主体である青森県におきまして、地質条件、整備費用等の面で様々な候補地について検討を重ねられてきたものと理解しております。そうした検討に加え、市とも協議を実施した結果、早期に整備し、その機能を発揮できる建設地として、むつ警察署隣接地が適地であるとの結論に達し、その方向で調整が進められているものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。

また、過去にですけれども、市の防災拠点を併設する案もあったと聞いたことがあります。このオフサイトセンターの使用について、どのよう

にお考えなのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたします。

オフサイトセンターの要件として、東日本大震災以降、独立した建物とすることが追加されており、今後整備される施設につきましては、例えば東通村防災センターのように、自治体の災害対策本部と一緒に整備することが認められていないため、オフサイトセンター専用の独立した施設として建設、運用されることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。市役所からも近く整備された好条件の場所だと思しますので、一日も早くオフサイトセンターが設置されるよう、迅速な対応をお願いいたします。

中間貯蔵施設運用開始は、むつ市にとって地域の活性化にもつながるものでありますが、まずは市民の皆さんの安全安心と理解を第一に進めていかなければなりません。そのためにも、一人一人に安心し納得していただけるよう、丁寧で細やかな説明会など、引き続きの対応をお願いいたします。

次に、医療的ケア児、保護者へのサポート体制についてであります。先ほど答弁の中で医療的ケア児を対象とした避難訓練について、実施方法等について障がい児支援を行っている事業所など各関係機関と協議してまいりたいとのことですので、早期の実現をお願いしたいと思います。

それに続きまして、医療的ケア児のサポート体制に関連した問題として、医ケケア児が一時的に入所できる医療型短期入所事業所が県内には4圏域7事業所ありますが、下北圏域にはないとのこと。一時入所を希望する場合は、車で2時間以上、往復4時間以上かけて医ケケア児を連れて行ってい

るのが現状とのことです。

ご縁があり、医ケア児の保護者の方とお話しする機会がありましたが、精神的にも肉体的にもぎりぎりの状態で日々の生活を送っています。1日の大体のスケジュールを伺いましたが、ゆっくり食事したりお風呂に入る時間もなく、就寝後も、たんの吸引を2時間置きにするなど、心配があるため、熟睡できない状態のまま朝を迎えているそうです。想像してみてください、1日24時間、緊張と不安がついて回る生活を。仕事と違い、子育てには休みがなく、世のお母さんやお父さんたちは日々頑張っています。それでも、家族でおいしいものを食べに行ったり、時には温泉や旅行に行ったりして楽しい時間を過ごし、リフレッシュすることでバランスを取り、ある種の充電をして頑張る力に変えていると思います。しかし、私たちが何気なくしていることを、医ケア児の保護者や家族はできない生活を長年続けています。実際に蓄積された心身の疲労により、体調を崩しているお母さんもいます。老人介護などもそうですが、まず介護する側が心身ともに安定し余裕がある状態であれば、介護自体を続けられませんが、同じ立場になることはできなくても、想像し、大変さを理解し、同じ目線で考え、寄り添うことは誰にでもできるはずですが、医ケア児の保護者や家族に何かあってから、後づ적인に対応を考えるのではなく、何か起きる前にサポート体制をしっかりと整えるべきであり、むつ総合病院や特別養護老人介護施設など、医療体制の整った施設に医ケア児を短期入所できるようにするなど、手厚いサポートが早急に必要だと考えます。

また、保護者が病気の場合など特別な状況でなくても、月に二、三日でもよいので、介護する側が心身ともに休める体制づくりが必要と考えます。この問題についてどのように対策しているのか、また今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（齊藤洋一） 医療的ケア児に対応できる短期入所施設がむつ市内にないことにつきましては、私どもも承知しているところでございます。

短期入所施設の開設につきましては、現在医療機関等と調整中ではございますけれども、開設までには時間を要することから、今年度新たな事業といたしまして、医療的ケアが必要なお子様を持つご家族がレスパイト、いわゆる休息を取りやすくすることを目的に、レスパイト事業を実施する予定としております。この事業は、常時医療的ケアが欠かせないお子様を持つご家族が、一時的にお子様の介助から離れる必要がある場合などに訪問看護サービスを利用していただける事業となっております。この事業は、ただし保険適用がないサービスでございますので、その費用の一部を市が負担する制度としておりまして、秋頃の実施を目指して、現在利用時間や利用料金の詳細等を検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 15番。

○15番（井田茂樹） ありがとうございます。すばらしい答弁、ありがとうございます。このレスパイト事業を希望している家族は、たくさんいると思います。ぜひ早急に事業をスタートしていただきたいと思います。

老人人口の増加から、老人介護施設が増え、行政による介護される側だけでなく、介護する側への手厚いサポート体制が広がっていますが、絶対数の少ない医療的ケア児には、まだまだサポート体制が行き届いていないのが実情です。日本は世界的に見ても福祉後進国と言われ、青森県は今宮下知事になり、医療的ケア児や心身にハンディキャップを持つ人々へのサポート体制強化へと動いております。

神奈川県横浜市においては、令和2年4月から全区で横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを設置し、医療的ケア児を中心に、医療、福祉、保健、保育、教育と、地域全体でハンディキャップを持つ人たちや家族をサポートする体制を整えています。それぞれの団体機関が個別に動くのではなく、お互いに綿密に連携し、サポートしていくことが本当に大切なことだと思います。

むつ市も、ぜひこのような体制づくりを進めていただきたいと思います。むつ市は、こどもまんなか宣言をしています。その真ん中にあるこどもたちとは、もちろんハンディがあるなしにかかわらず、全てのこどもたちでなければいけません。ハンディを持つこどもたち本人や保護者、兄弟、家族が取り残されていると感じることのないように、今後もさらに温かな体温を感じることができ対応を続けていただくことをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、井田茂樹議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午後 零時00分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤祥子議員

○議長（富岡幸夫） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。4番工藤祥子議員。

（4番 工藤祥子議員登壇）

○4番（工藤祥子） それでは、始めます。日本共

産党の工藤祥子です。むつ市議会第260回定例会に当たり、一般質問を行います。

1つ目は、今年度4月から2027年、令和8年までを計画期間とする第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について質問いたします。これは、老人福祉法に基づく老人福祉計画と、介護保険法に基づく介護事業計画を一体のものとして策定されています。市内の21名の方から成る策定委員会を設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域づくりをとという基本理念の下、審議され答申されたとありました。その間、住民アンケート、事業者アンケートの実施、在宅介護実施調査等を行い、令和5年7月から住民意見の公募、パブリックコメントも実施しています。全国的にも第9期介護保険制度改正に向けた様々な議論、要望活動等が行われたと報じられています。

介護保険制度がスタートしたのが2000年4月です。家族介護から介護の社会化、高齢者の介護を社会全体で支えようをうたって創設されました。皆さんご存じのように、保険者は市町村、税金で半分が担われており、国が25%、それから市町村と都道府県が12.5%ずつ、残りの50%が保険料です。65歳以上の方が第1号被保険者として負担します。年金受給額が年18万円以上の方は、特別徴収といって年金から天引きされ、年金受給額が18万円以下の方は、普通徴収といって納付書で払うことになっています。40歳から64歳の方は、第2号被保険者として健康保険料に上乗せされて徴収されています。

介護保険制度が誕生したとき、第1期の保険料は全国平均では月2,911円だったのが、第8期の平均では2倍以上の6,014円に引き上げられました。むつ市は8期計画のときは、県内10市の中で1番目に高かった保険料でしたが、9期計画では基金を取り崩して抑えたと聞いています。高い保

険料をはじめ、様々な問題点が報道されることが多くなった介護保険制度ですが、国の第9期介護保険制度の改正を受けて、むつ市の第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画が策定されました。その内容についてお聞きいたします。

第1として、第9期計画に向けてのパブリックコメントに寄せられた意見はどのような内容かお知らせください。

第2は、令和6年度介護保険制度の改正点についてです。

第3は、介護保険料の収納率について。

第4は、施設入所希望者の待機の現状についての4点の質問です。

2つ目の質問は、障害者雇用についてです。障害者雇用促進法では、常時雇用する労働者の一定割合、法定雇用率以上の障がい者を雇うことを義務づけています。そして、毎年6月1日現在の障がい者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の雇用状況について、青森労働局へ報告することとしています。

令和5年度の民間企業の法定雇用率は2.3%で、過去最高を更新しています。公的機関の法定雇用率は2.6%で、県レベルでは前年度を上回るものの、むつ市は未達成です。県内40市町村の中、未達成17自治体の中に、また県内10市のうち未達成3つの中にむつ市が入り、青森労働局から勧告を受けています。11の県内教育委員会の中での未達成2つの中に、むつ市の教育委員会も入っています。

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる共生社会実現を目指して努力している今日、むつ市が先頭に立つべきと考えますが、今後の取組について伺います。

この問題は、2017年3月定例会と2022年3月定例会にも取り上げてきた課題で、何とか乗り越えていかなければという思いで、質問しています。

以上が壇上からの質問です。前進的な答弁を期待しまして、終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び介護保険制度についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、障害者雇用についてのご質問、むつ市役所等の公的機関の障害者法定雇用率未達成についてお答えいたします。当市では、令和2年4月1日に障がい者活躍推進計画を策定し、障がいをお持ちの方が働きやすい環境を整える取組を推進し、雇用に努めております。

ご質問の詳細につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

むつ市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び介護保険制度についてのご質問の1点目、パブリックコメントについてお答えいたします。市では、計画の策定に当たり、むつ市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画案に対するパブリックコメントを実施しております。その結果、3人の方から7件の意見が寄せられ、主な内容につきましては、むつ市中心部から離れた川内、脇野沢地区の通院支援に関する課題について、高齢者の経済的困窮感に関すること、エンディングノートを活用した高齢者の終活登録支援事業の提案等となっております。これらのご意見に対する市の考え方につきましては、市ホームページで公開しております。

次に、ご質問の2点目、介護保険制度の令和6

年度の主な改正点についてお答えいたします。主な改正点といたしましては、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービスごとの経営状況の違いも踏まえた張りのある対応を行うため、介護職員の処遇改善分として基本報酬が引き上げられました。また、福祉用具の貸与について利用者負担を抑えるため見直しが行われたことにより、固定用スロープ、歩行器、単点つえ、多点つえの一部福祉用具につきまして、貸与と販売の選択制が導入されました。この改正によりまして、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、適正な給付に努めてまいります。

次に、ご質問の3点目、介護保険料の収納率についてお答えいたします。直近3か年の収納率につきましては、令和3年度が97.9%、令和4年度が98%、令和5年度については決算整理前の概算値となりますが、98.1%となっております。

次に、ご質問の4点目、施設入所希望者の待機の現状についてお答えいたします。第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けて行った令和5年10月1日現在の調査では、介護保険施設等の待機者の人数は228名となっており、内訳といたしましては、特別養護老人ホームが206名、介護老人保健施設が10名、グループホームが8名、その他の施設が4名となっております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） 障害者雇用についてのご質問、むつ市役所等の公的機関の障害者法定雇用率未達成についてお答えいたします。

当市では、職員採用試験において、障がいのある方の採用枠を設け募集を行っており、今年度1名を採用したところであります。また、会計年度任用職員につきましても同様に、障がいのある方を対象とした採用試験を実施しております。

このように、障がいのある方の雇用に努めているところでありますが、応募する方が少ないという状況もあり、当市の令和5年における実雇用率は2.3%で、年々改善傾向にありますものの、法定雇用率である2.6%を下回っている状況にあります。

今後におきましても、障がい者就業・生活支援センターやハローワークとの連携を強化するなど、雇用促進に向けて努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 今、答弁いただきました。では、再質問ということで、伺っていきたくと思います。

私もパブリックコメントの中身を伺いました。ホームページ等で出されていますけれども、むつ市の中心部から離れた西通り地域からの質問が、意見が多かったです。西通りまでヘルパーの派遣が、特に脇野沢ではヘルパーの派遣がないとか、移送サービスについてもっと助成してほしいとか、そのような意見が出ていました。それに対して、むつ市のほうでは、福祉輸送車両を配置して運行していますとか、外出支援サービス事業により対応することにしていますという、ちょっと抽象的な考え方が示されているだけで、なかなか皆さんの思いが通じない返事かなと思っています。

そして、私が注目したのは、これは介護保険制度の中ではなかなか実施できない制度ではないかと感じました。高齢者福祉計画、介護保険事業計画と、この2つが一体となったというのが今回の9期計画ですけれども、本当にこの計画書を読めば複雑で、介護保険の財政から出るお金と、それから総合事業として一般会計から出るお金が混じっている。そういう計画の中で、本当に私も分かりにくい計画だなというふうなことを感じています。介護保険事業だけでは解決できない課題がた

くさんあるのだなということ、このことを申し上げたいと思います。

そして、もう一つ、市議員に対する批判の意見もありました。高齢者社会に対して様々な考え方向に向き合う議員の姿が見えてこない。本当に痛い意見もいただいています。このことについては、もっともっと私たち議員としては努力しなければいけないなということを思っています。

そして、高齢者へのアンケートも取っていますね。その中で一番多いのが、交通手段の整備、高齢者が外出しやすいまちづくり、このようなアンケートの一番の要望なのですけれども、これに対しても今の後期高齢者、そして福祉の新しい9期計画の中では、解決策が具体的に見えてきていないなというふうなことも感じています。私の感想だけを言いましたけれども、このような思いで、もっともっと10期の計画へ向けて、もっと具体的な意見を述べていかなければ、本当に高齢者の方が安心して健康的に前向きに頑張っていくような計画というのは難しいのかなと思っています。これは私の感想です。

そして、2番目の令和6年度介護保険制度の改正点についてということで、いいことは、処遇改善で報酬が上がった、これは本当に喜ばしいことです。処遇改善の引上げというのは、訪問介護の方にだけでしょうか。簡単な質問なので、何とか詳しく教えてください。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

今回の介護報酬の改定といいますのは、全体で1.59%上がっております。全体で上がっております。議員がご指摘いただいた訪問介護ですが、訪問介護サービスだけはマイナス改定でありまして、国のほうの説明では、利益率が一番高かったということで、ほかのサービスにその財源を振り分けるという趣旨だとは思っておりますけれども、こ

の部分だけが2.4%下がっているということになっておりますが、全体では処遇改善が1.59%上昇ということで、介護報酬の改定がなされているところでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 訪問介護報酬が引き下がっているということでしたけれども、全体的には、これは都市の問題だと指摘する人もいます。同じ場所にサービス付きの介護事業所、そこにたくさん部屋があって、次から次へと訪問できるという、こういう事業者は黒字です。しかし、地方のように離れているところに点々と介護訪問サービスをする。そういう中では、ガソリン代とか様々な問題が出て、もっと上げてほしいという声がある。この声が無視されたというふうなこと、それだけは私、指摘しておきたいと思っています。

去年の秋から9期のこの計画について、様々な集会だとか、運動が起きていました。そして、その中でケアプランの有料化、これは阻止することができたそうです。それから、利用料の2割負担、これも阻止することができた。そして、要介護1、2の生活援助等の総合事業への移行、これもストップさせることができた。そして、多床室の部屋代の負担、この引上げもストップすることができた。しかし、訪問介護報酬だけは下がった。私は調べた結果、このような結果を知ることができました。市民の皆さん、住民の皆さんの昨年のような大きな運動の中で実施見送りになったことがこのくらいありますけれども、これはまだ継続事項として、第10期にどう反映されるか、また法律改正で進む可能性もあるということを指摘されています。

それから、利用料を2割にするということとは何か今免れたのですけれども、全日本民医連のアンケートによりますと、利用料が2倍になったときにどうするのかというアンケートに対しては、

もう施設を退所するという方が13%という結果が出ています。それから、在宅のサービスの利用が2割になったときには利用回数を減らす、このようなアンケートの結果が出ています。これが34%です。このような介護保険をめぐる様々な実態調査と今の9期の計画ということには、様々な乖離、矛盾がある。十分に市民の皆さん、国民の皆さんの意見が反映されていないという計画だなということを感じております。

そして、令和6年度の介護保険制度の改正点についてということとは、今述べました。なかなか市民の要望が反映されながらもされていない改正点、様々ありますけれども、一定程度は市民の声で改悪する方向はストップさせることができたなというふうなことは感じます。これが2番目の改正点についての私の感想です。

そして、次は介護保険料の収納率についてですけれども、令和3年度で97%、令和5年度で98%ということで、高い収納率となっています。これは、年金から天引きされる、そして各種健康保険から天引きされる、このような介護収納の仕方ということが表れているのではないかなと思っています。だから、皆さんが本当に大変な中、しっかりと払っている。払っているというより、引き落としされているということ、やはり現実をきちんと知っていただきたいなと思っています。

再質問ですけれども、介護保険料の未納者へのペナルティーはあるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

要介護認定等を受けた65歳以上の第1号被保険者の皆様が、納期限から1年間介護保険料を納付しない場合、特別の事情がある場合を除きまして、現物給付から償還払いによる給付に切り替わると、こういう給付制限が行われる場合がございます。

市におきましては、支払いが滞っている方から個別に相談を受けた場合には、納付をできない特別の事情等を考慮しまして、分割または納期限を延長するなどの対応をしておりますので、現在保険給付の制限、あるいは介護保険料のみの滞納処分と、ペナルティーを受けているという方はございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 払うことができない方は特別な事情として、きちんと認めているということですのでよろしいですね。

それでは、次の再質問ですけれども、滞納処分、差押えと減免の実績はどうでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 先ほど答弁申し上げましたけれども、現物給付から償還払いによる給付に切り替わるといって、こういった制限もございしますが、それを含めまして、個別に相談を受けた場合には保険料の給付制限、こういった滞納処分は、全部ご相談に応じますので、現在そういう方はございませんということでご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 今そういう方はいない、給付制限されている方はいないということなのですね。確認しました。

それでは、減免の実績ということですが、減免の制度もあるはずですが、教えてください。どういときに減免されるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

減免に該当する要件といたしましては、第1号被保険者、またはその方が属する世帯の生計を主として維持する方、この方が震災、風水害、火災等の災害によって住宅、家財等の財産に著しい損害を受けた場合、そのほか第1号被保険者の属す

る世帯の生計を主として維持する方が死亡した場合、または長期入院や失業等によって収入が著しく減少した場合等となってございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 私はある本で、生計を本当に大黒柱として維持する方が長期入院をしている場合も認められるという文章を読んだことがあるのですがけれども、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 繰り返しの答弁になりますけれども、長期入院あるいは失業、これによって収入が著しく減少した場合も減免の対象になるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 私は聞き逃したのかもしれませんがけれども、減免されている方はどのくらいいるのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 実績についてお答えいたします。

令和5年度ですけれども、災害による減免が1件ございます。令和4年度ですが、新型コロナウイルス感染症関連で収入減少等によって減免が3件ございます。令和3年度は8月、当時の大雨による特別災害減免等で46件の実績がございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 大雨のときに46件あったということなのですが、このような減免制度がありますよということを積極的に市民の皆さんに教えているのでしょうか。どのような形で市民の方に伝えているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 市ホームページとか、災害が起きたときには御覧になれるような、そのような仕組みになってございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 積極的に、このような事情の方に市として前に出て教えていただきたい。こういう減免制度があるのだよということを教えていただきたい。これからも続けてください。

そして、4番目ですけれども、施設入所希望者の待機の現状ということで、待機者が228名いるというお話を聞きました。たしか私10年ほど前も200名以上いるというふうなことは聞いているのですがけれども、依然として待機者が多い。確かに高齢者が今増えているという中で、今の施設の数の中では仕方がないのでしょうかけれども、こういう中で施設を増やしたいという声なんかはないのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） お答えいたします。

議員のご指摘のような声、実はないわけではないのですが、私どもが今般の第9期計画を策定するに当たっては、当然ながらその辺も考慮したのですが、介護保険料の現状維持ということをおもは選んだということをご理解いただきたいと思えます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 入りたい人が200名以上いても入れない。この現実に対して、今の答弁は介護保険料を維持することを優先する。ということは、施設が増えれば介護保険等の財政が膨らんで、保険料が高くなるということの理解でいいのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 議員ご指摘のとおりでございます。施設の介護というのについては

介護報酬が非常に高いということで、我々その施設の現状というのをもちろん認識してございますけれども、全て入所のほうを受け入れるような中身にしてしまいますと、保険料は恐らくかなりの上昇が見込まれるということで、繰り返しの答弁になりますが、第9期計画では、いわゆる在宅介護、在宅支援ということを重点的に、そして介護予防も含めて介護保険料の現状維持ということに我々はシフトしたと。現状維持ということを決めたということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 今施設についてだけお聞きしましたけれども、介護サービスの給付が増えれば増えるだけ保険料に跳ね返るというシステムだということの理解でいいのですね。施設を造るだけではなく、訪問介護だとか、様々なサービスがありますけれども、たくさんサービスが増えると保険料に反映する、こういう制度だという理解でよろしいのですね。分かりました。

○議長（富岡幸夫） 分かりましたでなく、質問してください。続けてどうぞ。

○4番（工藤祥子） それこそ今伺って確認したように、介護サービスをたくさん使えば保険料に跳ね返るとというのが今の介護保険制度の中身なのです。これは、たくさん使って高齢者の方が安心して暮らしてほしいという、そういう皆さんの願いを踏みにじるものにもなりかねない、私は本当にそういうことを心配しております。矛盾だらけの制度かなと思っています。このような矛盾を抱えた介護保険制度に対して、国費負担割合を変えてほしい。私だけではなくて、このような多くの国民の声がそこに向かっているのです。高齢者の保険料負担、これを軽減するためにも、給付が増えれば増えるだけ保険料に反映する、この矛盾を解決するために、国の負担割合、これを変えてほし

い、このような思いでおりますが、市長はどうでしょうか。

私が市長に伺ったのは、前にも市長会等で国に要望しているという記事を読んだことがあります。それで市長に頑張ってもらいたい、その確認なのです。もっともっと頑張ってもらいたいという、そういう確認で、市長の思いをお聞きしたいと思いません。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 整理して答弁させていただきますけれども、今回の質問の第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たりましては、令和4年12月に実施しました、これは要支援1、2の方を対象として、また65歳以上の要介護認定を受けていない方などへニーズ調査しております。こちらの中で介護保険料と施設整備に対する考え方について調査をさせていただきまして、介護保険施設の数が増やさなくてもいいから、全体的に介護保険料の額を安くしてほしいという方が最も多い35.3%で、また介護保険料の額も介護保険施設の数も現状のままよいが11.7%で、介護施設を増やすことを望んでいない方を合わせまして47%ということになっておりますので、市のほうで検討して7,000円を据え置いたというのは、市民の皆さんのアンケートの結果を踏まえての対応だというふうにご理解いただければと思います。市民の皆さんも介護保険施設の数をはじめ介護保険サービスの量が増えれば介護保険料が増えるということは理解をしているというふうに感じておりますので、それも踏まえて前回の第8期では一番高かったと言われている介護保険料も、今回は据え置きまして、7,000円でございますけれども、青森県の中では4番目の金額になっておりますし、そういったことも踏まえて市民の皆様のニーズ調査をした結果の判断で、今介護保険施設の数が増やすよりも介護保険料を上げてほしくないとい

いうことだと思しますので、そういうふうな対応を市としてはさせていただいております。

そのことを踏まえまして、ただ工藤議員おっしゃるとおり、介護保険を使いたい方が使えるようにしていくように、市長会を通じて全国市長会でも国のほうに要望しておりますので、そのことは並行してやらせていただいておりますが、例えば減免が増えます、介護サービス量が増えます、これは誰かが負担しなければいけません。介護保険料に跳ね返ることにもつながってまいりますので、そういったことも勘案しながら今後の計画の策定に留意してまいりたいと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 確かに保険料が本当に高く大変だという実態、これはお認めになっていると思います。そして、介護サービスをもっと増やしてほしい。ましてや200名以上の方が施設に入りたいくても入れないという実態、これを放置しているのかという、そういう矛盾を解決するには、私はやはり国の負担割合を増やすことしかないと思います。それに対して市長の答弁は、ちょっと私は不満足です。もっともっと積極的に捉えて、市民の悩みを市長会で提言してほしいなと思っています。これが令和5年の全国市長会の要望の中にちゃんと位置づけられていますので、私はもっともっと市民のほうに寄り添った声を届けていただきたいと思っています。

この問題では最後ですけれども、去年後半に様々な市民団体、介護保険をよくする会等の集會が開かれました。この中で東京大学の名誉教授であり社会学者である上野千鶴子さん等の発言をちょっと紹介したいと思います。ケアの社会化ということで、介護保険制度の成立のときには国際的に見ても優れた制度なのだと、だから個人的ではなくて介護の社会化ということで期待した。しかし、今は保険料が上がってきている。そして、給付も

思うように広がらない。こういう中で、保険あって介護なしでいいのか。強制加入されて保険料を天引きして、いざとなったら使えない、このような矛盾が起きている今の介護保険制度、このことについてももっともっと声を上げていきたい。このような市民団体等の声、訴えもあります。

こういう中で、何とかもう少し市民の苦しみを受け止めて頑張っていただきたい。これは国の制度なので、市で本当に踏ん張っても届かないところがありますけれども、やはり市長に託したい、市民の願いを託したい。まず1つは、市民の運動の中で声を張り上げていきたいということと、また市長に市長会の中でも託したい、そういう思いを伝えたいと思っています。

最後に、このような経済性や効率性を押しつける、人の尊厳をないがしろにすることにもつながる今の制度については、黙ってはいけなと思うのです。保険料は払っても、介護サービスにたどり着けない人がたくさん生まれているというこの現実を見ていただきたいということをまず最後に訴えまして、障害者雇用について再質問したいと思っています。

私は2017年と2022年、同じような質問をいたしました。2022年の答弁では、受入れに消極的ではない。応募者が少ないという現状がある。改善するためにハローワークからもアドバイスをいただいているということでしたけれども、依然として障がい者の雇用率が上がらない。民間の雇用率は上がっているのです。上昇みなのです。そういう中で一番先頭に立つべきむつ市の雇用率が上がっていないということについて、私はもっともっと努力すべき中身があるのではないかなと思っています。

ちょっと長くなりますけれども、私はほかの市ではどのような努力をしているのか、5つの市に電話をかけて聞いてみました。達成している5つ

の市役所です。黒石市、平川市、つがる市、三沢市、十和田市です。そうしたら、電話の中では市職員募集の中で障がい者の方も募集していますということで書いているその中で、あまり大した努力、苦勞しないで集まっているということなのです、ほとんどが。だから、私自身もその5市の状況から学んで、むつ市に訴えたいと思いながら、なかなか具体的なむつ市の状況がつかめなくて、私もちょっと力が落ちているのですけれども。中には市職員募集の中で、障がい者の上司の課長等は労働局の研修に参加して、相談資格認定研修を受けている。そういう中で1年間雇用した方をずっと継続させる。相談相手とか、様々な環境づくりをしている。このような努力は、三沢市の市役所の担当者からは聞きました。むつ市は厳しい経過がありますけれども、どのような努力をして達成できていないかということをちょっとお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） お答えいたします。

まず、採用のための具体的な取組といたしましては、ハローワークが主催しておりますむつ下北地区障がい者就職相談会に昨年度から参加しております。障がい者の方と個別に相談する機会を設けております。

また、障がい者の就職支援を行っている障がい者就業・生活支援センターしもきたと市役所への就労を希望する方についての情報交換を行っております。

このほか、障がいのある職員が働きやすい環境を整え、職場へ定着できるよう、相談窓口担当部署であります総務課の職員が、労働局が主催している障害者職業生活相談員資格認定講習を受講しているところでございます。

今後におきましても、これらの取組のほか、他市で行っている事例も参考に雇用の促進に努めて

まいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 先ほど言い忘れましたが、障がい者の皆さんの仕事の内容については、事務職補助、窓口対応、書類の整理という仕事がほとんどの市役所の方から聞いています。むつ市も同じような仕事をして頑張っているという理解でいいでしょうか。事務職の職員、窓口対応、そして書類の整理、このような仕事を担っていただいている。そして、何年も継続している方もたくさんいらっしゃる。このことについて、むつ市の状況をお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 総務部長。

○総務部長（吉田由佳子） 例えば令和6年の採用の実績で説明させていただきますと、令和6年には正職員の方8名、それから会計年度任用職員の方が3名働いているところでございます。

正職員の方につきましては事務の仕事をしているところでございまして、会計年度任用職員の方につきましては事務補助ということで仕事をいただいているところです。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） なかなかむつ市のこの問題をクリアしていくという展望が何かまだ見えてこないのですけれども、今むつ市が勧告を受けたのは、公的機関の2.6%、これを超えられないということで勧告を受けて新聞にも報道されたのです。令和8年までには3%にするという、もう目標が出ているのです。そして、今年の令和6年4月からは2.8%に上がっているのです。だから、障がい者との共生という形でのそういう社会をつくろうという目標がどんどん上がってきている中で、むつ市がこういう状態では、本当にこれでいいのかなということで、もっともっと様々な分析をして、いいところから、ほかの市町村から学びながら、障がい者の雇用率を上げていく努力をしていかな

ければいけないなと思って、私も今回3度目の質問をしました。

これで終わりなのですけれども、何かもう少し決意をお聞きしたいという気がいたしますけれども、無理でしょうか、市長。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 障がい者雇用率につきましては、令和8年7月から3%になる予定になっておりますけれども、先ほど総務部長から答弁したとおり、むつ市役所としても障がい者との共生に向けて取り組んでいる現状であります。片や私が思うことは、障がい者の皆さんがどういう形でどういう仕事に就きたいかという本人の意思が大事だと思いますので、無理に市役所で働いていただくように説得するというのは、それは「共生」ではなくて、漢字が違う「強制」でございまして、やはりむつ市役所で働きたいと思える環境づくりは先ほど来申し上げているとおり、令和2年4月1日に障がい者活躍推進計画を策定いたしまして、市役所としては受け入れる体制を整えていると。また、募集もしておりますし、会計年度でも常時窓口を広げてやらせていただいておりますので、障がい者の皆さんがどういったところで働きたいかというのは、それぞれの考えで働きたい場所で働くというのがむつ市における、むつ市というか、日本における障がい者の皆さんとの共生という意味だと思いますので、もちろん私たちも法定雇用率がありますので、目指してはいきますけれども、障がい者の方に無理やり市役所で働いてくださいということではないということだけはご理解いただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤祥子） 確かに市役所だけが職場ではありません。民間の中では増えているのですけれども、公的な機関として先頭に市役所が立つべきだという思いは、やはりこれは捨ててほしくない。

頑張ってもらいたいということしか私も言えないのですけれども、もっともっとハローワークとか、雇用支援センターとか、様々なところからお話を聞きながら、共生社会のために、むつ市ももっともっと先頭に立っていただきたい。このことを最後に訴えて終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎高橋征志議員

○議長（富岡幸夫） 次は、高橋征志議員の登壇を求めます。1番高橋征志議員。

（1番 高橋征志議員登壇）

○1番（高橋征志） 1番、高橋です。通告に従い、3項目について一般質問を行います。

まず1つ目、中間貯蔵施設について5点お伺いいたします。初めに、施設稼働後の対応についてです。安全協定が締結されれば、中間貯蔵施設の稼働が始まることとなります。しかし、協定があっても、安全への不安、中間貯蔵への不安が完全に払拭されるわけではないと思います。施設が稼働した後も、市民の安全安心を確保するため、どのような取組を行っていくのかお伺いいたします。

また、当市の中間貯蔵施設は核燃料サイクルが前提となっております。施設稼働後に核燃料サイクルが中止になった場合、中間貯蔵施設の意義は失われると考えているのか。中止になった場合、どのような対応が必要になると考えるか、見解を

お伺いいたします。

2点目は、事故発生時の対応についてです。中間貯蔵施設は、UPZの設定のない施設ではありますが、万が一事故が起きたときの想定は当然必要になるものと考えます。

そこで、屋内退避や避難について、判断は誰が行うのか。判断基準やそのタイミングがどうなっているのか。市民へはどのような方法で情報を伝えるのか。RFSから市への連絡体制はどうなっているのか。また、小・中学校や保育所等への連絡体制や保護者への引渡しといった対応がどうなっているのかお伺いいたします。

3点目は、チャータースクールについてです。誘致を決めた平成15年当時の中間貯蔵施設に関する様々な議事録を読むと、チャータースクールという言葉が度々目にします。今日では、中間貯蔵施設の誘致は市の財政のためということになっておりますが、平成15年6月5日に開催された市民懇話会においては、報告書を受け取った当時の杉山市長がその場で「財政の危機を救うためのものではない。学校を柱としていく。このことが踏み込んだ大きな理由」と発言しており、一時期はこのチャータースクールが中間貯蔵施設の誘致に深く関係していたことをうかがわせます。しかしながら、今日、当市にチャータースクールはありません。中間貯蔵施設の誘致という市を二分するような議論の真ただ中に登場したこのチャータースクールが、まるで初めからなかったことのようにされていることに違和感を覚えます。

そこで、チャータースクールについて、市としてどのような議論を経て、いつどのような判断で実施を見送ったのかお伺いいたします。

4点目は、新税についてです。今後キャスクの搬入とともに、新税の課税が始まります。新税が市の歳入として計上される時期はいつになるのか、お伺いいたします。

また、その用途について、個人的には教育や子育てへの重点的な配分を希望しておりますが、市としてどのような事業を検討しているのかお伺いいたします。

最後に5点目、オフサイトセンターについてです。市内に設置予定のオフサイトセンターは、法的に、いつまでに稼働しなければならないのか。施設の管理や費用について、市の負担はあるのか。また、原子力災害が発生していない平時において、職員が常駐するのか。原子力災害以外の用途で利用できるのかお伺いいたします。

次に、項目の2つ目、放課後児童健全育成事業、なかよし会について質問いたします。まず、なかよし会の運営状況についてです。今年度を含めた直近3年分の利用児童数と支援員の人数の推移についてお知らせください。

また、支援員の配置基準や現在の児童数だと支援員は市内全体で何人必要となるのかについてお知らせください。

次に、業務委託のプロポーザルについてです。なかよし会の運営については、業務委託契約期間の満了に合わせ公募プロポーザルが行われ、その結果、新年度から事業者の変更があったと認識しております。この事業者の変更について、なかよし会を利用する保護者やなかよし会で勤務する支援員の方からご相談や不安の声が、昨年何度も寄せられてきました。委託契約期間の満了に伴って事業者が変わるのは一般的なことでありますが、事業者の変更を突然知らされた関係者の方々にとっては、結果以外の詳細を知ることができず、不安を感じる部分が多分にあったのではないかと思います。

そこで、まず関係者への説明についてお尋ねいたします。なかよし会を利用する保護者や支援員などの関係者に対し、プロポーザルの結果説明、つまりどういう点がより高く評価を受けた結果、

事業者の変更に至ったのかが十分に伝わっていません。より詳細な情報を公開すべきだったのではないかと、今からでもすべきなのではないかと、見解をお伺いいたします。

次に、業務委託のプロポーザルについてお尋ねいたします。昨年から寄せられた相談の中には、支援員の雇用の継続や待遇の悪化を懸念する声も複数ありました。昨年の12月定例会において、このことを質問した際、当該事業者は児童とじかに接する支援員については、希望者の雇用継続を第一に掲げている。支援員の雇用につきましては、転籍を希望される方の継続雇用を第一に掲げ、賞与や有給休暇についても転籍者の不利益とならない提案がされているとの答弁がありました。私としては、答弁をいただき安心しておりましたが、結果として雇用契約に至らなかった事例、事業者の変更により雇用面の待遇が悪くなった事例について、新年度になっても相談が寄せられており、答弁の内容と実情が乖離していると感じています。市として、委託事業の発注者として、現状をどのように考えているのか見解をお伺いいたします。

最後に、項目の3つ目、子育て・教育支援の拡充についてです。具体的には、子育てや教育の分野において無償化のメニューを拡充できないかという提案となります。子育てと教育分野への支援拡充は、未来のむつ市を担う子どもたちへの投資だと考えており、積極的な取組が必要だと思っております。教育予算を拡充し、学校教育を充実させていくのに併せ、保護者の負担を軽減し、その分を家庭において子どもたちに還元していくことも重要だと考えております。

また、人口減少対策、特に社会減への対策として、全国の自治体で子育て支援策の拡充が競争的に進んでおります。県内でもその動向は顕著であり、2歳までの保育料や修学旅行費用、学校指定

のトレーニングウェアまで無償化を打ち出す自治体もあり、子育て環境、教育環境のよりよい自治体へ人口流出が進むことに真剣に向き合う必要があるとも考えております。

そこで、子育てと教育に関する4つの施策の無償化についてお尋ねいたします。

まず1つ目は、障がいのある子どもへの福祉施策について、具体的には地域生活支援事業と補装具費支給制度を利用する際の1割の利用者負担の無償化についてです。特に装具や車椅子などは、子どもの成長に合わせ、体に合ったものに買い換える必要があり、利用者負担分の無償化は保護者の負担軽減に資するものと考えます。他県での先行事例もあります。無償化についての見解をお伺いいたします。

2点目は、予防接種についてです。まずは、おたふく風邪の予防接種について、今年度の予算では1歳児198人に対し1人2,000円、合計39万6,000円の予算が計上されております。これを全額助成に拡充できないかと考えております。試算では年間約120万円となり、80万円程度の追加予算で実現可能です。次に、インフルエンザの予防接種についてです。現在は1回目のみ2,000円の助成ですが、これを全て無料にできないかと考えております。特にインフルエンザについては、毎年冬の受験シーズンになると感染によって受験できなくなることへの不安の声をニュースやSNSで多く目にします。健康はもとより、子どもたちの進路、将来に関わることでもありますので、無償化する意義は十分にあるかと考えます。おたふく風邪とインフルエンザの予防接種費用の無償化への見解をお伺いいたします。

3点目は、英語検定受検料の無償化についてです。現在は1人年1回、半額の助成となっておりますが、全額助成にし、受検回数を年3回に拡充できないかと考えています。行動しないと何も始

まりませんし、落ちたらお金もつたいないから受検しないという発想によって、意欲や能力のある生徒が成長のチャンスを逃しているかもしれません。また、年1回の助成という制度の枠に縛られると、挑戦のスピードが鈍くなります。今年受検したからまた来年ではなくて、すぐ次の回の挑戦も後押しできる意欲を引き出す事業に、お金のことを気にせず主体的に挑戦できるような環境になってほしいと思っています。助成額を拡充する意向はないか伺います。

最後に、4点目として、ジュニア大使派遣事業における派遣費用の無償化についてです。ジュニア大使募集要項によると、参加者には1人3万円の経費負担が求められております。そもそも故郷であるむつ市を背負っての渡米です。その渡航費用を市が負担するというのは、予算の使い方として妥当であると考えます。初めての海外渡航となる生徒も多いと思いますし、慣れない海外での生活となりますから、事前に持ち物を買そろえるだけでもかなりの金額となるはずで、経費負担を廃止できないか、見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、中間貯蔵施設についてのご質問の1点目、施設稼働後の対応についてお答えいたします。原子力に関する広報活動につきましては、市民の安心感の醸成を図ることを目的として、我が国におけるエネルギー安定供給の重要性のほか、原子力施設の安全性、安全対策について、これまで様々な手段を通じて実施してまいりました。

特に市民の皆様は施設の状況を直接見ていただき、事業者の担当者から直接説明を聞く機会を提供する施設見学会の実施に力点を置いて広報事業

を展開してきており、平成13年度以降、これまで延べ1万人を超える市民の皆様にご参加いただいております。施設の操業開始後におきましても、同様の目的意識の下、事業者の皆様のご協力を得ながら、施設を直接見学する機会の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、国の核燃料サイクル政策が中止になった場合、中間貯蔵施設の意義が失われるのか、またどのような対応が必要になるのかについてですが、核燃料サイクル政策は、現行の国のエネルギー基本計画において、我が国は資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としていると明記されておりますほか、昨年2月に閣議決定されたエネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現する政策をまとめたロードマップであるGX実現に向けた基本方針においても、核燃料サイクル推進が掲げられていることから、エネルギー資源の乏しい我が国において、自立かつ安定的に電力エネルギーを確保するための長期的な視野に立った根幹的政策の一つであると認識しております。

また、中間貯蔵施設の意義、重要性につきましては、核燃料サイクル推進の基本的方針の下、使用済燃料を再処理するまでの間の時間的柔軟性を持たせるために、国策上必要な施設であると認識しております。

市といたしましては、我が国において化石燃料の輸入に大きく依存する状況からの脱却を図る上で原子力利用の継続は必須であることを踏まえると、核燃料サイクル政策、中間貯蔵施設の本質的な意義と重要性は、震災以前から現在に至るまで、何ら変わっていないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、そのほかにいただいた質問につきまして、それぞれ教育委員会、副市長、危機管理監及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 高橋議員の子育て・教育支援の拡充についてのご質問、無償化メニューの拡充についてのうち、教育委員会に関わるご質問にお答えいたします。

まず、英語検定料補助金交付事業についてお答えいたします。令和5年6月16日に閣議決定された第4期教育振興基本計画では、中学校卒業段階で英語検定3級レベル相当以上を達成した割合を令和9年度に5割以上にすることを目指すという指標が示されており、この実現に向け、私どもにおいても基礎学力の定着を目的に授業改善等を継続し、生徒の英語力向上に努めているところであります。

また、各学校の取組成果を確認し、さらなる高みを目指して英語学習に意欲的に取り組めるよう、青森県教育委員会の小・中学校外国語教育充実支援事業を活用し、日本英語検定協会が実施している英検I B Aという英語アセスメントテストを市内全中学校で実施し、学びの成果を確かめる場を設けております。

お尋ねの事業は、中学生の英語検定に挑戦しようとする意欲を喚起し、英語力を高め、グローバル社会で生き抜く人材の育成を図ることを目的に、昨年度より実施いたしております。補助額につきましては、英語検定はあくまでも希望者が受検する民間の検定試験であり、検定料を全額補助することはなじまないと考え、年度内に1度、検定料の半額を補助する形で実施いたしております。いまだ開始2年度の事業であることから、利用者の動向を踏まえながら、今後の事業の在り方を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと

存じます。

次に、ジュニア大使派遣事業における派遣費用無償化についてお答えいたします。本事業は、むつ市の次代を担う中学生を姉妹都市であるアメリカ合衆国ワシントン州ポートエンジェルス市に派遣し、現地の中学校訪問等を通して交流を深めるとともに、両市の友好親善に努め、グローバル社会に対応し、国内外で活躍する人材の育成を図るという目的の下、平成9年度より実施いたしております。現在では、ICT技術の発達等により、オンラインを活用した交流等も実施しやすくなっておりますが、海外での生活を直接体験することでしか得られない経験は何事にも変えられない大きな財産であり、派遣を終えた大使たちは、英語力のみならず、物の見方や考え方等の面でも大きく成長して帰ってきております。可能であれば、一人でも多くの中学生に経験してほしいところではありますが、予算や安全上の理由により、10名の大使を募集することといたしております。

そして、ご指摘のとおり、派遣に係る経費の一部として1人3万円をご負担いただいております。その理由といたしましては、現地ではホストファミリーをはじめ、当市とも深く交流のある半島国際交流協会P I R Aの皆様方から歓迎パーティーや当地観光地の案内など、たくさんのおもてなしを受けることから、その実費負担の一部として納めていただくもので、旅費としての性格を持つものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

中間貯蔵施設についてのご質問の3点目、チャータースクールについてでございますが、この構想につきましては、当時の新聞報道等から、中間貯蔵施設の誘致に当たり検討されたものの一つで

あったものと理解しております。中間貯蔵施設の意義や重要性につきましては、誘致当時から変わらないものである一方、市の施策につきましては、時代の変化や市民ニーズへ対応する必要がございます。

これまで市におきましては、むつ市の未来に向けた新税の用途について市民の皆様で語っていただいた希望のまちづくり市民のつどいの開催や市民アンケートの実施、山本市長が市民の皆様と対話するスマイル・トークリレー「FLAT」の開催など、市民の皆様のご意見を伺う機会の創出に努めてまいりました。それらの機会を通じて得られたご意見は、雇用対策、子育て政策、医療体制の充実、交通政策等多岐にわたっており、また求められる施策は時代とともに変化いたします。

今後におきましても、市民の皆様とともに時代に沿った施策の企画、検討に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） 次に、中間貯蔵施設についてのご質問の2点目、事故発生時の対応についてお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設につきましては、周辺監視区域外に影響を及ぼす放射性物質等の放出を伴う事象が発生する可能性は極めて低い施設であることから、国の原子力災害対策指針において、避難等が必要となる原子力災害対策重点区域、いわゆるPAZ、UPZの設定を要しない施設に区分されてございます。そのことを前提として、一般的な原子力災害発生時の対応という観点でお答えをいたします。

まず、屋内退避や避難に関しては、国において原子力施設の事故の状況に応じた客観的な判断基準、緊急時活動レベル、いわゆるEALに基づき直ちに判断され、所在市町村に対応の要請が来る

ことになり、市においては国・県、事業者と連携し、ホームページや公式SNSといったインターネット媒体をはじめ、緊急速報メールや広報車、防災行政無線、報道機関を通じたテレビ、ラジオ等様々な広報媒体を活用し、市民の皆様へ連絡していくこととなります。

また、市内小・中学校においては、中間貯蔵施設での事故に限らず、自然災害や東北電力、東北電力発電所の事故を想定した連絡体制の確立や引渡し訓練を実施するなど、児童・生徒の安全の確保に努めており、関根地区の保育所への連絡体制についても同様に、市内の保育所、幼稚園及び認定こども園等から施設長の緊急連絡先の報告を受けており、緊急時は施設長に対し、速やかな情報伝達を行うこととしております。

なお、リサイクル燃料貯蔵株式会社から市への緊急時の連絡体制につきましては、現在防災安全課の課員に対して、電話、ファクス、電子メールで連絡されることとなり、夜間、休日は課員の携帯電話に連絡が来ることとなっております。

次に、中間貯蔵施設についてのご質問の5点目、オフサイトセンターについてお答えいたします。佐々木隆徳議員、井田議員への答弁と重複いたしますが、使用済燃料中間貯蔵施設のオフサイトセンターに関しましては、市として市役所本庁舎近郊への立地が望ましいという意見を整備主体である青森県へ伝え、早期の整備に向けて取り組んでいただいているところでございます。

一方で、当該センターにつきましては、原子力災害対策特別措置法の規定により、事業開始前に指定される必要があることから、現時点では既存のオフサイトセンターである東通村防災センターが指定されたものと認識しております。東通村防災センターにつきましては、使用済燃料中間貯蔵施設からの距離を含めた立地要件をはじめ、建物としての仕様や設備の要件等、内閣府が作成した

オフサイトセンターの要件を満たしているものであり、法令上、市内への整備について制限があるものではございません。また、オフサイトセンターの管理や費用負担は青森県が行うこととなり、市の負担もないものと認識しております。

なお、オフサイトセンターの要件として、東日本大震災以降、独立した建物とすることが追加されており、今後整備される施設につきましては、東通村防災センターのように、自治体の災害対策本部室を一体として整備することが認められていないため、例えば市役所本庁舎開放エリアに整備することはできず、オフサイトセンター専用の独立した施設として建設、運用され、県職員や原子力規制庁の専門官が配置されることとなるものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 中間貯蔵施設についてのご質問の4点目、新税についてお答えいたします。

初めに、新税、使用済燃料税の歳入が計上される時期についてであります。中間貯蔵施設にキャスクが貯蔵された時点で課税を開始することになりますので、貯蔵の見通しが明らかになった段階で、歳入歳出ともに補正予算を計上することになります。

次に、使用済燃料税の用途についてですが、施設の立地に起因する新たな財政需要といたしまして、防災安全対策、民生安定対策、生業安定対策、共生対策をはじめ、産業の高度化及び転換等による地域のイメージ向上対策、そのほか教育や子育て支援対策に伴う各種事業を検討しており、その実施に当たりましては、都度予算に計上し、用途を明確にしていまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） 放課後児童健全育成事業についてのご質問の1点目、なかよし会

の運営状況についてお答えいたします。

まず、利用者数と支援員数の推移についてですが、なかよし会は脇野沢小学校を除く市内11小学校で実施しております。令和4年5月1日時点の利用児童数は623人で、支援員数は53人、令和5年5月1日時点の利用児童数は630人で、支援員数は53人、令和6年5月1日時点の利用児童数は636人で、支援員数は50人となっております。

次に、支援員の配置基準についてですが、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準では、支援単位、通常クラスとっておりますが、クラスごとに2人以上とされており、現在市内小学校では20クラスを運営しておりますことから、国の基準では40人以上となりますが、令和6年5月1日時点では50人の支援員が配置されております。

なお、児童数の多いクラスや配慮が必要な児童への対応として、1クラスに3人以上の支援員が配置されているクラスもあり、児童が、より安全に安心して楽しく過ごせる環境が提供されております。

次に、ご質問の2点目、業務委託のプロポーザルについてですが、むつ市放課後児童健全育成事業業務委託の事業者選定に当たっては、公募型プロポーザルによる審査を実施し、審査結果は、むつ市プロポーザル方式に関するガイドラインに基づき、市のホームページで公表しているところであります。

事業者の変更に伴う関係者への説明につきましては、支援員に対しては事業者において説明がなされたものと認識しており、保護者の皆様に対しては市が主催する保護者説明会を2回開催するとともに、説明会当日や事前にいただいていたご質問にお答えした内容を文書で全ての保護者の皆様へ送付しておりますことから、今後さらなる情報

公開は考えておりません。

また、支援員の雇用につきましては、転籍をされた方の不利益とならない対応がなされているものと考えており、プロポーザルにおける提案内容と乖離が生じているとの認識はございません。

事業者とは、運営開始前から協議を重ねておきまして、4月以降は入会金の値下げや保育時間が30分延長されるなど、保護者の皆様の利便性が向上されておりますほか、提出書類の効率化など、支援員の業務負担も軽減されております。

今後におきましても、事業者との情報共有を密にし、よりよい放課後児童健全育成事業の運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 私からは、子育て・教育支援の拡充についてのご質問のうち、障がい児への福祉サービスの無償化について及び予防接種の自己負担の無償化についての2点についてお答えいたします。

まず、障がい児への福祉サービスについてですが、実施している事業といたしましては、主に地域生活支援事業や補装具費の支給を行っております。

地域生活支援事業におきましては、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業及び訪問入浴サービス事業を実施しておりまして、これらの利用に当たり、一定の所得がある保護者の方には上限はあるものの、原則1割をご負担いただいているところであり、令和5年度の実績といたしましては27名、28万3,865円となっております。

また、補装具費の給付につきましても、同様に上限はあるものの、原則補装具費用の1割をご負担いただいております。令和5年度の実績といたしましては26名、43万5,527円となっております。

これらの障がい児に係る福祉サービス無償化に

つきましては、他自治体の例を参考に研究してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、予防接種の自己負担の無償化についてですが、小児のインフルエンザ及びおたふく風邪のワクチン接種は、予防接種法に定められていない任意接種に位置づけられ、個人予防として、本人または保護者の希望により行われるため、通常は全額自己負担となることを市独自に接種費用の一部を助成しているものであり、各医療機関で設定した予防接種の料金から助成額を差し引いた金額をご負担していただくこととなっております。

任意の予防接種は、医療保険が適用されない保険外診療であり、各医療機関で自由に予防接種料金を設定できるものとなっているため、接種費用の無償化に当たりましては、どのように接種料金を設定するかが課題となりますことから、他自治体の状況を参考にするとともに、医師会等からのご意見を伺いながら調査研究してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、子育てと教育の無償化についてのうちのワクチンの部分についてなのですが、先ほど部長からのご答弁の中で、料金設定、つまりワクチンの値段が病院によって異なるので、助成の料金設定が難しいと、予算化が難しいという話でしたけれども、無償化するに当たって予算化するのが難しいのであれば、では今例えば1回2,000円の助成額を2倍にするということで、その単価をならせば予算化しやすいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） ただいまの議員のご意見というものを踏まえまして、それを含めて無

償化等については調査研究させていただきたいと、このように思っております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ありがとうございます。ちょっと思ったよりも時間がかかってしまったので、本当はもっといろいろお話ししたいことがあったのですが、昨日の議会の一般質問の議論の中で、市長と齋藤副市長から人口減少対策として重要なのは仕事、所得の向上というお話がありました。私もそのとおりだと思います。でも、仕事の確保ですとか、所得の向上というのは、中長期的に効果が出てくるものだと思っていて、しかも行政だけでできるものではなくて、民間の企業の経営判断によるところも大いにあると思っております。ですので中長期的には仕事ですとか所得の部分を取り組まなければいけないと思うのですが、短期的には子育て世代への支援で今の経済的負担を減らして、その分を家計とか、家庭での教育に回していく必要があるのではないかなと考えておりますので、今申し上げた予防接種ですとか、障がい児へのサービスの支援ですとか、あるいは英検の受検料ですとか、もろもろご検討いただければと思います。

ちょっと1点、ジュニア大使の派遣事業について詳しくお伺いしたいのですが、PIRAのおもてなしに係る実費負担としてというところがちょっとよく分からなかったもので、もう一度ご説明をお願いします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

先ほどPIRAと申しましたけれども、向こうさんで民間の交流団体がありまして、私どもがジュニア大使として連れてきた子どもたちが、そうした民間団体の方々から厚く遇されて、歓迎パーティーを開かれて、本当にいろんなおいしいものを食べさせてもらって、いろんな話をしてもらっ

たり、そういうふうなことをやってもらっています。そして、そうしたことを含めて公的な事業として私どもが連れていっておりますので、全ての事業費に関して公費で負担という考えもあるかと思いますが、民間の方々が、向こうのポートエンジェルズ市の支援を一切受けずにやっておりまする事業でもありますので、そこで先ほど申し上げたように、こちらから連れていく子どもたちにしても、やはり一定の負担を家庭のほうにお願いをして、そして向こうの気持ちに私どもも気持ちで応える、そのような思いを持って3万円を徴収させていただいている、そういう状況があります。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 今のお話ですと、向こうが民間団体で、向こうは無償で、あちらのご都合でやられているということなのですが、うちが事業として行くのは、うちの事業なので、向こうのスタンスはあまり関係ないのかなと思っております。3万円を保護者に負担してもらおう根拠というところが、なぜ3万円なのかという金額もそうですし、果たしてPIRAに3万円を負担してもらおうという基準なり根拠なりというものがあるのか、希薄なのではないかなというふうに思っております。そもそもその徴収する根拠の法令と申しますか、基準と申しますか、そういったものがない状態で保護者から3万円を払ってもらおうというのが、基準がなければできないのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） お答えいたします。

議員ご指摘の基準というのは、条例、規則を意識されているのかと思いますが、ジュニア大使事業にこの3万円の負担ということにつきましては、要綱を定めておりまして、その要綱に基づいて募集させていただいております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） ポートエンジェルス市へのジュニア大使派遣事業、市の事業として行きますので、スタッフの職員は当然旅費をもらって行くと思います。海外の渡航に関しては、特に仕度料みたいな、ふだんの旅費とは違う部分で職員には行くための準備の費用が用意されると。一方で、行く子どもたちにはそれはないけれども、さらにその上3万円の負担があるということは、ちょっと整合性が取れないような気がするので、そこはむつ市を背負って海外に行ってもらわなければならないので、無償化というよりも、全額市で負担をして行ってもらわなければならないのではないかと思うのですけれども、改めて見解をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お考えは重々理解をさせていただきます。実は先ほど申し上げませんでしたけれども、私どもからホームステイを引き受けていただく家庭、そしてPIRAのほうに昨年度であれば60万円程度お渡しをしてあります。そして、3万円掛ける10名ですので、子どもたち、家庭からは半額程度を負担していただいている、そういう事情がありますので、決して全額ではないことは確認をさせていただきたいと思っております。

そして、根幹である誰が負担をすべきかということですが、私も最初に申し上げましたように、全額市費で賄っても、決して不都合がない状況であるとは考えております。しかしながら、民間と民間の心の籠もった交流、それを目の当たりにするときに、やはり応分の負担が、例えば行くために、子どもたちはむつの自然をアピールするために、日本の自然を向こうに伝えるために、7回、8回の事前研修をみっちり積んで、一生懸命準備して行きます。そうした子どもたちの努力

と同様に、金銭的な負担も向こうで生じているのであれば、それに関しても応分の負担を当該家庭にお願いをすることも、決して不調法ではないと考えております。

また、蛇足ではありますが、家庭の経済状況に応じて、その金額を減免すること等もいたしておりますので、その点に関してもお伝え申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 円安ですね、今そういった為替のこともありまして、額面以上に負担が生じている部分もあると思いますので、そういったところもひとつご考慮いただければと思います。

今回無償化というところで、予算に関わることなので、簡単にいかないことは重々承知しておりますけれども、一方で議員になって半年以上たちましたけれども、学校のことや教育のこと、子どものことに関して、市民の方から、子どもまなかと言うけれども、子どもが真ん中になっていないよねということも思った以上によく聞くことがありまして、ですので市の取組がもっと子どもにフォーカスしてほしいという願いも込めて質問させていただきました。新年度が始まったばかりですので、新年度の予算に向けて、いろいろとご検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、なかよし会のことに移りたいと思っております。プロポーザルの件だったのですけれども、改めて確認なのですが、先ほど特に不利益はないということでご答弁がありましたけれども、一方でそういった条件が違うのではないかという声がありました。プロポーザルのやり方は適切だったのか。あるいは契約の違反というところには当たらないのかについて、見解をお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） お答えいたしま

す。

プロポーザルのやり方は適正だったのかということですが、事業者を選定するプロポーザルでは、むつ市プロポーザル方式に関するガイドラインに基づき、プロポーザル審査委員会において提案内容を客観的かつ公平、公正に審査されており、適正に実施されたものであります。

また、契約違反にはならないのかということですが、転籍を希望する方の継続雇用につきましては、最終的には事業者との面接の結果によるものと考えております。契約後におきましても、むつ市放課後児童健全育成事業業務委託仕様書に掲げている事項が実施されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 先ほど壇上で12月定例会のお話をさせていただきましたけれども、継続雇用を第一に掲げ、待遇についても転籍者の不利益とならない提案がなされているというご答弁がありまして、今契約だとかプロポーザルの在り方に問題がないというお話はあったのですが、ただ一方で、この答弁だけを見ると、提案がなされているけれども、事実が少しずれていても契約上は問題ないのかという話になると、それでいいのかということになると思うのです。プロポーザルで提案した内容で契約をして、契約した後に実際の業務にずれが出たときに、現状はずれているのだけれども、ちょっと言い方があれですけれども、プロポーザルの時点で、できないことをできると言って契約してしまって、実際に現場でできないことがあったときに、それでいいのかというふうに思うのですけれども、現状少しずれていると思うのですが、市として改善を求めたことはありますでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

まず、雇用に関することだとは思いますが、全ても、継続雇用は第一とはしてはしておりましたが、全ての方の雇用を保障するものではなく、採用、不採用については先ほども申しましたように、あくまでも転籍希望者と事業者との面接の結果であったと認識しております。

また、日頃から事業者とは情報共有しておりますし、定期的に報告もいただいております。また、年4回程度、事業者との意見交換などをする場を設ける予定としておりまして、適切に事業が実施されているかどうかはきちんと確認することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 繰り返しになりますけれども、きちんとやられていて、これからもやっていくということだと思いました。

一番初めのご答弁の中で、利用者数と支援員さんの人数を聞きましたけれども、やはり今年度、支援員さんの数が減っているのは事実だと思えます。今、昨年に比べて3人減っていますけれども、今後もし減ったとした場合、支援員さんの減少によって、なかよし会の運営に影響が出る、人手不足によって、例えばクラスの規模を縮小したりだとか、今やっている時間がより短くなってしまったりとか、そういった影響が出るというところはどうお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

支援員につきましては、事業者の変更に伴い6名が転籍されませんでした。新たに4名の採用がありました。運営の規模を縮小したなかよし会は、現時点ではございません。

また、6月付で採用される方もいると伺ってお

りますので、支援員が減少して運営に影響を及ぼすということはないものと考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） 今回の件につきましては、一番初めのそもそものプロポーザルの結果をめぐっての情報公開の在り方が、関係者の方々の不安の助長につながってしまったのではないかなというふうに感じています。なかよし会の利用を不安に思う保護者の方の声、離職も考えているという支援員の方の声も聞かれました。支援員さんが減ってしまえば、なかよし会の運営そのものに直結すると思います。そして、それが最終的には利用することもとその保護者に跳ね返ってくるものだと思っています。預け先がないとなると、仕事の時間を短くするですとか、仕事を辞めなければならぬということにもなりかねず、共働き世代にとってこどもの預け先は非常に深刻な問題だと思っています。

行政として委託事業者の企業経営に口を挟むことはできないとしても、委託業務の発注者としての立場から、今後も改善に向けて、法律の範囲内といいますか、できる限りの働きかけをしていただくように要望させていただきます。

最後に、中間貯蔵について再質問いたします。前回の特別委員会の答弁、参考人の回答ありましたけれども、あのときの参考人の回答をどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。参考人の皆さんの発言で、50年後の搬出が確約されている。あれが50年後の搬送の担保になるとお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

6月4日の特別委員会における参考人答弁では、事業者及び資源エネルギー庁から、一貫して使用済燃料について貯蔵期間経過後は再処理施設に搬出されるという方針が示され、永久貯蔵とし

ないことについての強い決意を確認できたものと受け止めております。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） すみません。順番逆になって恐縮なのですが、ちょっと確認です。先ほどチャータースクールの話で、私は市としてどのような議論を経て、いつどのような判断で見送ったのかという質問をしたのですが、それについて答えがなかったと思いますので、改めてご答弁いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 繰り返しの説明となりますけれども、誘致後におきまして、この構想が現在の市の計画に位置づけられていないという事実がございます。市の計画につきましては、時代の変化や市民のニーズを踏まえながら、変更、策定を行うものでありまして、その過程において採用しないと決定したものでございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） となると、今現在チャータースクールがどういう経緯で見送られたのかということについては分からないということでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（角本 力） お答えいたします。

今ご質問の件につきましては、記録としてその経緯が残っていないということもありまして、議員からもご指摘ありましたけれども、現在行われていないということは、るる説明したとおり、時代の変化によって市民のニーズも変わってきますし、そういった中で採用しないというような判断に至ったものというふうに推測しております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（高橋征志） では、次の質問に移ります。搬出先については、前回の委員会の中でも、搬

出時に稼働している再処理工場と繰り返し説明されてきましたけれども、あの場でちょっと私も申し上げましたが、平成15年当時、杉山市長は、原子炉等規制法に基づく事業許可申請の際に、その申請書に返還先が明記されているから永久貯蔵にはならないのだと、法的な担保があるのだというところを、議会の場ですとか、市政だよりですとか、いろんな場でご説明されていました。

今、市のほうも、参考人の皆さんも、搬出時に稼働している再処理工場ということの説明になっているのですけれども、その当時の原子力規制法の解釈について、現在どのようにお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

リサイクル燃料貯蔵株式会社が原子力規制委員会に申請し、令和2年11月に事業変更許可を受けた事業内容の中におきまして、使用済燃料貯蔵施設で貯蔵された使用済燃料集合体は再処理を行い、原子炉で燃料として利用するため、使用済燃料貯蔵契約に基づき、確実に契約先に返還するとされていることから、法律を根拠にした事業許可において、当該施設からの燃料の確実な搬出が規定されており、法制度上、担保されているものと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） もう一度確認しますが、原子炉等規制法に基づく事業許可申請については、それに基づいて搬出先が明記されていると、だから大丈夫だということの解釈は、平成15年も今も変わっていないということよろしいでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 搬出先についてでございますけれども、原子炉等規制法から稼働している再処理工場に変更したわけではございませんで、搬出

先につきましては、事業許可申請書に記載されている内容は、中間貯蔵事業に関わる事業者間での使用済燃料の受渡しに関するものでございまして、一方で搬出時に稼働している再処理工場に搬出するという考え方は、使用済燃料のプロセスに着目した説明であると認識しております。いずれの説明も、その期間終了までに、むつ市外に搬出されることは明確でございまして、現在どちらの説明の仕方でも問題なく有効であると考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（高橋征志） そうすると、多分整理すると思うのです。中間貯蔵施設にあるものは、50年たったときに返還する、一度親会社に返還する。返還した後に、返還された親会社が再処理工場に搬出する。だから、返還と搬出という言葉が多分使い分けられているのかなというふうに思ったのですけれども、ですので今市長から変更はないという搬出先の考え方、つまり原子炉等規制法に関する考え方については、当時から変更ないということでご答弁いただきました。それでよろしいですね。なので、原子炉等規制法に基づいた考え方というのは、今も変わっていないということ。

先ほどチャータースクールについてちょっとこだわったのは、誘致を決めた当時の議論が、何かちょっとあやふやといいますか、ないがしろにされているような気がしたので、確認でした。当時はチャータースクールという言葉もありましたし、原子炉等規制法が法的な担保になるのだという議論があって、市民の皆さんにそれで納得してもらって誘致を決めたのに、今となっては原子炉等規制法の話が一切なく、稼働しているときの再処理工場というところに何か一本化されているので、少し疑問を持って確認させていただいた次第です。原子炉等規制法に基づいて事業許可申

請書に書かれている搬出先に間違いなく搬出するという事は今も生きてると、同じ解釈だということで確認できましたので、大丈夫です。ありがとうございます。

時間ですので、最後に一言だけ、まとめさせていただきます。中間貯蔵施設の誘致を決めてから今日まで、凶らずも20年がたちました。誘致の表明をした平成15年、それから立地協定の締結をした平成17年、私は大学生でした。中間貯蔵施設をめぐって市内で激しい議論が交わされていたことを、当時の私は全く知りませんでした。私と同年代の子育て世代の多くは、どのような経緯で今中間貯蔵施設がむつに来るに至ったか、知らない方も多いのではないかと考えています。

50年後、ここにいる人はみんな生きていないかもしれないねということが、いろんな場で言われますけれども、確かにそうかもしれませんが、しかし私たちの世代は、これから少なくとも数十年、子どもたちと一緒に使用済み核燃料を抱えたむつ市で生きていかななくてははいけません。若い世代は、その誘致の議論に直接関わったことはありません。だからこそ、安心して生活していけるように、もう一度多くの人の声を聞いて、皆さんが納得して安心できる安全協定にさせていただきたいと思っています。結論ありき、スケジュールありきでは、本来拾えるはずの声も拾えなくなってしまう。最も大切なのは安全だと思っています。市民の皆さんの不安を完全に払拭した上で、次のプロセスに移っていただきたいと思っておりますので、そのことを要望して一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、高橋征志議員の質問を終わります。

ここで、午後3時25分まで暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（富岡幸夫） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎佐藤 武議員

○議長（富岡幸夫） 次は、佐藤武議員の登壇を求めます。3番佐藤武議員。

（3番 佐藤 武議員登壇）

○3番（佐藤 武） 皆さん、こんにちは。日本共産党の佐藤武です。今日の質問は、ちょっと前から、横からも、後ろからも圧力を感じるころですが、頑張って最後まで質問をしたいと思いません。

むつ市議会第260回定例会一般質問を行います。今日は、むつ市使用済み核燃料中間貯蔵施設について3点質問します。

まず初めに、核燃料サイクルの現状について述べておきます。国は、使用済み核燃料を全量再処理することを基本にして、MOX燃料を軽水炉型原発で使用するプルサーマル計画を核燃料サイクルと呼んでいますが、核燃料サイクルは今のところサイクルになっていません。六ヶ所再処理工場の使用済み核燃料は満杯です。稼働もしていません。使用済みMOX燃料の再処理技術は、まだありません。先進国であり、使用済み核燃料再処理しているフランスでも、MOX燃料の再処理は試験段階ですが、最終処分する方向で動いています。

核燃料サイクルの図を見たことがあると思いますが、現状は円ではなく、切れ切れの直線だということが実態です。サイクルとは、何周も繰り返

すことを言いますが、2周以上はしない仕組みになっています。ウラン燃料よりも危険と言われる使用済MOX燃料がたまっていくだけだということになります。ウラン燃料よりもMOX燃料の値段は数倍高いとされています。それが電気料金として国民に負担させられることになります。

今すぐ六ヶ所再処理工場が稼働し、審査中10基や設置変更許可申請中5基も含めた原発が全て稼働したと単純に仮定しますと、30年後には14基前後、35年後には8基前後の原発しか残っていないのです。再処理しても、使う原発がなくなることになります。中間貯蔵施設から40年後以降に搬出して再処理することができなくなるということになります。第2再処理工場の計画もなく、新たな原発の建設も具体的にはなく、恐らく新設は不可能ではないかというふうに思います。だから、国は苦肉の策として、原発の休止期間を除いて60年間稼働できるとしているのです。科学的にも現実的にも無理な話だと思っています。

原子炉の建屋も、年を経るごとに劣化していきます。その分、事故のリスクも高くなります。全国の電力会社7社では、使用済核燃料の貯蔵率が平均80%を超えていることから、燃料プール内が向こう数年間でいっぱいになり、原発を稼働できなくなるので、原発サイトにむつ中間貯蔵施設と同じ乾式貯蔵施設の建設が次々と今計画されています。現在私が知り得る限りで、全国9か所の原発で検討されています。

核燃料サイクルは、誰が見ても破綻しているから、中間貯蔵施設による貯蔵は必要ない。中間という名の外部貯蔵であり、東京電力柏崎刈羽原発再稼働のための貯蔵で、核燃サイクル破綻による永久貯蔵になりかねないものであると言わざるを得ません。

リサイクル燃料株式会社RFSは、事業開始目標を今年7月から9月とし、今後運び込まれるこ

とになる使用済核燃料を保管するキャスクについて、3年間の計画を明らかにしました。原子力規制委員会の使用前検査にも使う1基を7月から9月の期間に運び込み、2025年度は2基、2026年度は5基、合計8基を運び込むと表明していますが、中長期的な計画のない見切り発車であると言わざるを得ません。

搬入の前提となる安全協定締結のため、5月27日に県議会に、28日にはむつ市議会に安全協定案についての説明会が開かれ、6月4日にむつ市議会特別委員会で事業者であるRFSと資源エネルギー庁、原子力規制庁、親会社である東京電力ホールディングス株式会社と日本原子力発電株式会社、むつ市に対して、約5時間にわたり17人の質疑が行われました。その中で明らかになったことは、中間貯蔵施設が柏崎刈羽原発再稼働のための中間貯蔵という名の外部貯蔵であること、安全協定による搬出先の担保がないこと、安全の保障が欠けていること、使用済核燃料の全量再処理サイクルが希望的観測による見通しだけであり、破綻していることなどが明確になったと考えています。

核燃料サイクルをめぐる状況と特別委員会の質疑の内容を踏まえて、以下3点について市長の考えを伺います。

1点目として、使用済核燃料搬入を認めるための根拠及び必要性があるのかどうか。

2点目として、4日に行われた安全協定案の市議会での質疑で深められた点や市として考慮しなければならないと思われる点はあるか。また、市民説明会は4か所で予定されているが、十分と考えるか。

3点目として、市民と市の将来にとって、中間貯蔵施設はどういう意味があるのかをお伺いします。

以上、壇上からの質問とします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

むつ市使用済燃料中間貯蔵施設についてのご質問の1点目、使用済燃料搬入の根拠、必要性についてお答えいたします。核燃料サイクルの推進は、現行のエネルギー基本計画において、我が国の基本方針として明記されております。

核燃料サイクルにおいて中間貯蔵施設は、貴重な資源としてリサイクル可能な使用済燃料を再処理工場で処理するまでの間、一時的に貯蔵管理することで、核燃料サイクル全体の運営に時間的柔軟性を与えるための重要な役割を担うとされていることや、国と事業者で構成される使用済燃料対策推進協議会において、使用済燃料の貯蔵能力の拡大を図る必要性が一貫して掲げられていることを踏まえると、安全性が確認された中間貯蔵施設を速やかに操業開始することが、国のエネルギー政策上、重要であると認識しております。

次に、ご質問の2点目、安全協定及び市民説明会についてお答えいたします。先日の特別委員会の質疑においては、まず資源エネルギー庁及び事業者から繰り返し貯蔵期間経過後の再処理施設への搬出についての言及があったことから、国及び事業者で一貫した方針になっていること、また資源エネルギー庁から国全体の使用済燃料の貯蔵能力を拡大し、対応の柔軟性を高め、中長期的なエネルギー安全保障に寄与するといった、むつ市の中間貯蔵施設の本質的な意義や重要性は、震災前から現在に至るまで変わっていないということについて明確な発言があり、それらについて理解を深められたものと認識しております。

今後は、それらの点も踏まえつつ、住民説明会において市民の皆様からいただくご意見をしっかりと受け止め、必要に応じて安全協定締結に向け

た議論に反映させてまいりたいと考えております。

また、住民説明会に関しましては、本来県民説明会のみで開催とするところを、市として市民の皆様に対して広く説明する機会を多く設定し、丁寧に対応するという趣旨で、追加で3回の説明会を実施することとしたものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、市民と市の将来にとっての中間貯蔵施設についてお答えいたします。中間貯蔵施設は、全量再処理路線の下、使用済燃料を安全に一時的に貯蔵管理することで、核燃料サイクル全体の運営に時間的柔軟性を与える役割を担うことで、国のエネルギーの安定供給に大きく貢献する国策上、重要な施設であります。

当市におきましては、この中間貯蔵施設の立地受入れという形で国策へ協力することを通じ、誘致の当初から電源立地地域対策交付金をはじめとする安定財源の獲得により、一層の地域振興の推進を図ってきており、今後も同交付金を継続して最大限有効活用してまいります。

また、これらに加え、昨年11月に国主導で発足した原子力施設と立地地域の共生に取り組む青森県共創会議の取組を通じ、県内のほかの原子力施設立地自治体と連携を図りながら、国・県、事業者、自治体が一体的に、より効果的な地域振興策を展開していけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） それでは、1点目から順次再質問させていただきます。

搬入の前提条件を満たしていると考えるかどうか、お答え願います。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

中間貯蔵施設のエネルギー政策上の重要性を踏

まえますと、国の原子力規制委員会において安全性が確認され次第、速やかに操業開始すべきであると考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 国で安全が確保されれば、貯蔵開始するということなのですけれども、壇上でも述べましたけれども、全量再処理と、核燃料サイクルは今不可能な状態だと言わざるを得ません。中間貯蔵は、ある意味サイクルの傍系だと私は考えています、あの真ん丸の中ではなくて。そういうことから考えると、サイクルできない段階での中間貯蔵というのは、私は論理矛盾ではないかというふうに考えています。

2点目、伺います。核燃料サイクルのサイクルで、どこがつながっているのかお答えください。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

核燃料サイクルは、核分裂しなかったウランや新たに発生したプルトニウムを再処理工場において回収し、再び燃料として再利用するものでありますことから、最重要施設である再処理工場が完成することによって、最大限の効果を発揮するものであると考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） やはりサイクルの重要なところというのは再処理工場だと私も考えています。再処理工場が稼働しない限りサイクルは回らないというふうに考えていますので、ただその中で、サイクルは今切れています。では、そこで中間貯蔵する必要があるのかということをお今考えているのですけれども、個人的には要らないと、ないと考えているのですが、六ヶ所の再処理工場も柏崎刈羽原発も現在稼働していません。危険な核燃料をわざわざ移動して保管する必要があるのかどうかもお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

若干繰り返しになりますが、中間貯蔵施設のエネルギー政策上の重要性を踏まえますと、国の原子力規制委員会におきまして安全性が確認され次第、速やかに操業を開始すべきであると考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 安全性の確認というのを市民が一番考えているところで、一番心配しているところだと思います。ですから、国も、もちろん事業者も、安全確保のために全力を尽くさなければならぬというふうに思っています。

搬入の根拠というのは、私は今回の場合はサイクルではなくて、原発サイトにたまっている使用済核燃料を運び出したいことにあるのではないかというふうに感じているのですが、市のほうではどういふふうな受け止めをしているのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

市といたしましては、中間貯蔵施設は核燃料サイクルにおける重要施設の一つとして安全性が確認されたことから、速やかな操業開始を目指しているものと受け止めております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 資源エネルギー庁、東京電力株式会社とも、中間貯蔵施設は再処理工場では処理できないものを一時的に置くものではないと、この前説明がありました。6月4日の特別委員会の際に再三答えています。そして、柏崎刈羽原発の使用済核燃料が貯蔵量の80%を超えています。これも何度も言っています、事業者が。それを考えると、柏崎刈羽原発再稼働のためだということが明らかだと思いますが、これちょっと重なるかもしれないと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 先日の市議会特別委員会の東京電力ホールディングス株式会社の答弁にもありましたとおり、同社といたしましては、国策である原子燃料サイクルを推進することは重要であるとの観点から、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の時期によらず、リサイクル燃料貯蔵株式会社の準備が整い次第、計画的、継続的に中間貯蔵施設への搬入をしていくものと認識してございます。

また、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた動きにつきましては、6、7号機が対象になってございますけれども、先日の青森県議会の特別委員会におきまして、東京電力ホールディングス株式会社から2024年度に輸送を予定している使用済燃料の搬出元は、現在稼働を停止しております柏崎刈羽原子力発電の4号機との答弁がございましたことから、再稼働との関連ではなく、安全性が確認されたことから、速やかな操業を目指しているとの認識をしてございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） すみません。今ちょっと4号機の貯蔵量、経年年数を見ていました。原発サイトの使用済核燃料貯蔵の容量を空けて、柏崎刈羽原発全体、7号機までありますけれども、それ見ても、ほぼ満杯という状況です。約3,000トンですか。これを見ると、やはり柏崎刈羽原発再稼働のための貯蔵と、私は言わざるを得ないのではないかと考えています。

全国的にも、先ほども言いましたけれども、原発サイト内の使用済核燃料の貯蔵量の平均が80%を超えています。乾式貯蔵計画が始まっています。原発サイトにたまった使用済核燃料を貯蔵する一環が、今回の搬入だと言わざるを得ないと思っています。

全量再処理が国の政策だということですが、六ヶ所や原発サイトに貯蔵されている使用済核燃料の総量は約2万トンです。六ヶ所再処理工場が今

すぐフル稼働しても、全量処理に25年かかります。何のトラブルもなく、40年以上もフル稼働できると考えること自体が非現実的だというふうに思います。

現在稼働している原発では、年間800トンを再処理するというのですが、今稼働している原発では使い切れません。プルトニウムがたまり続けるおそれもあります。これは国際批判を受けます、原爆の材料になりますから。こう考えると、情勢が変わったからということで、中間ではなく、行き場のない最終処分場になるのではないかとこのように思いますが、市の見解はいかがですか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

エネルギー基本計画におきまして、再処理やプルサーマルを推進することとされているほか、原子力発電に関わる電力11社は、毎年プルトニウム利用計画を更新し、2030年までに少なくとも12基でのプルサーマルを実施する目標に向けて、今後とも具体的かつ最大限の努力を続けていくものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 国がそういう方針を持っているというのは私も知っているのですが、安全協定を結ぶと、原発と中間貯蔵施設はつながります。さっきサイクルの話をして、途切れているという話をしましたけれども、再処理工場がいつ稼働するかはまだ分かりません。稼働して、年間800トン再処理しても、処理したMOX燃料を使えるだけの原発は、繰り返しになりますが、今はありません。将来的にも、原発が老朽化しているので、新しく原発を造らないと私は使えないと思っています。新しい原発計画も、今は建設計画はありません。核燃料サイクルは破綻していると言わざるを得ないと思っています。

2点目、安全協定と市民説明会について再質問

します。安全協定は、搬入から搬出までの安全を保障するのが趣旨ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

安全協定につきましては、使用済燃料中間貯蔵事業の実施に際しまして、周辺地域の安全の確保及び環境の保全を図るため、むつ市、青森県及びリサイクル燃料貯蔵株式会社の間において相互の権利、義務等を定めるものでございます。

使用済燃料の搬入、搬出につきましても、安全協定の適用のいかんにかかわらず、事業者が責任を持って安全性確保に努めるものと理解しております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） これもちょっと繰り返しになりますけれども、最終処分地にならないという確信、保証があると考えていますか。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

立地協定に加え、安全協定にも貯蔵期間が明記されること、先日の特別委員会における事業者の強い決意表明があったことを踏まえますと、貯蔵期間の遵守の重大さについては共通認識があるものと考えておりますが、同様の懸念を感じている方がいらっしゃることは事実ですので、今後県内での議論を見極めたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 最終処分場にならない保証というのは、やはり国や事業者が口約束ということではなくて、安全協定に搬出先を明記するか、あるいは覚書とか契約書を追加しても結構ですので、法的拘束力のあるもので交わさなければ、その時々的情勢によって幾らでも変更できるというのが、私は歴史的な教訓ではないかと思っております。国は、こうします、ああしますと言っても、

情勢が変わると変更することは今までありましたから。その点、どういうふうにお考えか伺います。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

安全協定書には、立地協定と同様に、貯蔵期間が50年間であること及び貯蔵の終了までに施設から搬出することを定めることとしており、この協定を遵守することが、まず前提となるものと考えております。

そうした前提の下、今後見直しが行われることとなるエネルギー基本計画の中にも、搬出先の明確化をはじめ、確実な搬出に関する文言を記載することを求めてまいりたいと考えており、国及び事業者に対しまして、この明確化を図ることを今後も求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 今後の方針は分かりました。ありがとうございます。

搬出先が、この前の4日の質疑の中では、その時点で稼働している再処理工場としています。今後40年、50年先に、六ヶ所再処理工場稼働していること自体、どうなのか分かりません。第2再処理工場の計画もありません。

そこで、RFSと東京電力ホールディングス株式会社、日本原子力発電株式会社3社が平成16年に結んだ使用済燃料中間貯蔵事業の契約では、最終的には委託先である親会社に返すことになっている。これは、先ほどの高橋議員の質問にもありましたけれども、これをなぜ協定書に明記することができないのか。明記することで、万が一事故が起きた場合や搬出先も担保されるのではないかというふうに思いますが、どうですか。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

リサイクル燃料貯蔵株式会社と親会社2社の契

約において、貯蔵期間終了後は搬入元の親会社2社に使用済燃料が確実に返還され、両社において適切に再処理されるという内容となっているものと認識しております。

また、安全協定書において、立地協定と同様、貯蔵期間が50年間であること及び貯蔵の終了までに施設から搬出することを定めることとしており、この協定を遵守し、確実に搬出されるものと理解しております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 私もそうであってほしいというふうに思うのですけれども、万が一搬入された場合に、そうであってほしいと思うのですが、4日の質疑の中で、再三その時点で稼働している再処理工場と、これも保証はありません。何十年後ですから、保証はないのです。先ほども言いましたけれども、安全協定や覚書等で、事故時あるいは最終的な搬出先を明記しないというふうな立場に立っていると私は思っています。これはやはり本気で市や県と協定を結ぶのであれば、私は明記すべきだというふうに思っています。これについては質問しませんけれども、そういうふうに思っています。

搬出先は、そのとき稼働している再処理工場で、六ヶ所再処理工場の可能性もあるというふうに答えていましたが、その可能性ということこそ予測で答えているのではないかと思います、どうですか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

搬出先の議論の本質は、使用済燃料の全量再処理は国の基本方針であるということであり、全量再処理という基本方針は、可能性ではなく一貫した確固たる国のエネルギー政策の根幹であると理解しております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 国の全量再処理というのが一貫した方針だというのは私も知っています。しかし、現状を考えると、それが不可能ではないかと壇上でもお話ししましたが、六ヶ所再処理工場はアクティブ試験から25年たっています。40年、50年先、耐用年数を過ぎているので、搬出できるかどうか分かりません。国に計画があるから保証されるというのが、本当にそのとおりなのか。私は、間違いではないかということを経験が証明しているように思っています。それは後で述べますけれども。

次に、RFSと東京電力ホールディングス株式会社、日本原子力発電株式会社が結んでいる使用済燃料中間貯蔵計画では、繰り返しになりますが、最終的に再処理できないキャスクは委託元である親会社に戻すということになっていますが、協定書や覚書等に明記すべきだという提案をしたのに答えませんでした。事実上、拒否されました。これは、最終搬出先の確約を取られたくないのではないかと、そういう姿勢の表れではないかと思うのですが、どう捉えていますか。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

繰り返しになりますが、リサイクル燃料貯蔵株式会社と親会社2社の契約において、貯蔵期間終了後は搬入元の親会社2社に使用済燃料が確実に返還され、両社において適切に再処理されるという内容になっているものと認識しております。

また、安全協定書において、立地協定と同様に、貯蔵期間が50年間であること及び貯蔵終了までに施設から搬出することを定めることとしており、この協定を遵守し、確実に搬出されるものと理解しております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 私も繰り返しになりますが、そうあってほしいと思います。しかし、事業者と

国の答弁を聞いていると、最終処分の見通しがな
いから確約をしないのではないかという疑念を私
は抱いています。4日の質疑に対しても、この提
案についてはまともに答えませんでした、先ほど
も言いましたけれども。全量再処理核燃料サイク
ルができるように進めたいという考えを繰り返し
述べていただけでした。

次に移ります。中間貯蔵施設に搬入された使用
済核燃料が優先的に再処理されるわけではないと
いう答弁が何度かありました。これは、中間貯蔵
の中間とは言えないのではないかというふうに思
いますが、いかがですか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

こちらでも繰り返しになってしまいますけれど
も、優先性の有無にかかわらず、全量再処理とい
う基本方針が一貫した確固たる国のエネルギー政
策の根幹であると理解しております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 議論が平行線になって、私は
全量再処理はできないというふうに言っているの
ですが、国はできると、市はそれを信用するとい
うことで、平行線をたどる状態ですけれども、六
ヶ所の再処理工場に貯蔵されている使用済核燃料
というのは約3,000トン、今ほぼ満杯です。先ほ
ども言いましたが、柏崎刈羽の原発サイトも約
3,000トンで、80%を超えています。一時貯蔵す
る中間貯蔵ではなくて、日本で初めての原発施設
外の使用済核燃料貯蔵であるのではないかとい
うふうに思っています。

次に移ります。キャスクの一次蓋と二次蓋の両
方に異常があった場合が想定されていないのでは
ないかというふうに質疑したところ、それに答え
がありませんでした。一次蓋はここではできない
という回答は聞きました。両方異常があった場合
というのは、回答がありませんでした。これでは、

危機管理、安全性に問題があるのではないかと思
いますが、いかがですか。

○議長（富岡幸夫） 危機管理監。

○総務部危機管理監（畑山勝利） お答えいたしま
す。

先日の特別委員会においては、リサイクル燃料
貯蔵株式会社高橋社長から、一次蓋と二次蓋の両
方の閉じ込め機能に異常があった場合の対応想定
として、まず二次蓋のガスケットを改修し、それ
でも蓋間圧力の数値が正常に戻らない場合は、一
次蓋のガスケットに異常があると推測されるた
め、その場合は三次蓋をして親会社と搬送を含め
て対応を協議することとされている旨の説明があ
り、そうした対応により安全性は確保されるもの
と認識しております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） その点、ちょっと私も聞き漏
らしたかもしれませんが、両方から漏れた場合、
三次蓋を、ではここでできるのかという問題が出
てくると思います。一次蓋、二次蓋から放射能が
漏れた場合に、移送の問題もありますね、東京電
力ホールディングス株式会社に持っていかないと
できないということですから。こういうことでは、
なかなか安全性の確保というのは難しいと。重さ
何トンだったか、ちょっと私忘れちゃったけれど
も、あの重いものをすぐ運び出すということでは
ないわけですから。そういうところは、やはり大
変問題があるというふうに思っています。その計
画、中間貯蔵施設から運び出すというときに、ま
た危険があるわけですから、そこもきちんと確か
める必要があるのではないかというふうに思っ
ています。

次に移ります。中間貯蔵施設ですが、1棟目
3,000トン貯蔵です。できています。2棟目2,000ト
ンの計画、これは今のところ建てる計画はありま
せん。1棟目に3,000トンまで入れることができ

ます。ここに建設計画のない2棟目を建てるとなると、時間がずればずれるほど貯蔵期間が長くなります。最高100年になります、完全にずれると。誤解のないように言います。1棟目から2棟目に移すということではないのです。そういう話です。外から運び込むことを想定して、最高延びると100年になるのです。こういうことになると、そこまで安全管理をするということが非常に難しくなるのではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

立地協定におきまして、貯蔵期間は建屋ごとに50年間と明記されておりますが、先日の特別委員会におきまして提出されました事業者の最新資料に掲載されている使用済燃料貯蔵量の推移イメージで明らかになっており、1棟目の貯蔵開始から2棟目の貯蔵終了までの期間が100年近くなることは市としては考えておりません。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 市としては考えていないし、考えたくもないですね、そう思います。ただ、理論上はそういうことが可能であるということを私は指摘しておきたいと思います。

R F Sは、中間貯蔵施設の新税の質疑の中でも、貯蔵計画は東京電力株式会社の計画が示されていないので、提示できないと再三繰り返しました。担税力もないというのを繰り返した。搬入、搬出についても、親会社次第という態度で一貫しているのではないかと思います。

そこで、R F Sは本当に安全協定の当事者能力があると思っているのかどうか伺います。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

市といたしましては、貯蔵計画や担税力については、親会社の2社も含めた3社が実質的な当事

者であると認識しております。その一方で、長期にわたる貯蔵事業の安全性の維持確保につきましては、R F Sが一義的に責任を負っておりますので、安全協定を含めた重要な法令等の遵守を通じて、盤石な安全管理体制の確立を求めてまいりたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 事業者であるR F Sに安全確保のための措置を取るよう求めるというのは非常に大事なことだと私も思っています。しかし、搬入、搬出を自ら決められないのであれば、当事者能力がないと考えるのは、私は妥当だと思っています。親会社2社から、事故時あるいは最終搬出先の担保を取るべきだと考えています。

次に、共用化については多くの議員から質問がありましたので、一応通告してありますので、再度市に態度を確認したいと思います。

○議長（富岡幸夫） 齋藤副市長。

○副市長（齋藤友彦） お答えいたします。

いわゆる使用済燃料中間貯蔵施設の共用化につきましては、これまで繰り返し公の場で述べてきたとおり、案も含めまして、そうした計画自体が存在しておりません。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） これはあり得ないということを一貫して主張していただきたい、受け入れないでいただきたいというふうに思います。

これは今回だけの問題ではなくて、これから貯蔵が50年間続くわけですから、皆さんも替わりまします。我々も人が替わりまします。これを引き続き市の方針として、しっかりと引き継いでいただきたいと思います。

旧市内は立地協定にも関わってきたわけですから、説明会が県と旧市内で1回あるわけですが、1か所では足りないのではないかというふうに思っています。旧市内での市独自の説明会を

増やすつもりはないのか。また、ホームページでは市民の声を受け止めているという市の理事者側の発言もありましたので、その声をどのように受け付けているのか。4日の日も少し触れられていましたけれども、もう少し踏み込んで市民に分かりやすく説明していただきたいと思います。

あと、投稿された意見を他の市民が見ることができるようになっていただきたいと思うのですが、それは可能ですか。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

住民説明会に関しましては、本来であれば県民説明会をみの開催とするところを、市といたしまして市民の皆様に対して広く説明する機会を多く設定し、丁寧に対応するという趣旨で、追加で市主催の3回の説明会を実施することとしたものでございます。4会場において、いずれの会場も、どの地区にお住まいの方でも参加可能とし、また土曜日、日曜日の開催も含め、市民の皆様が広く参加していただきやすい形で開催することとしておりますので、関心をお持ちの市民の皆様には4回の開催の中で、ぜひご参加いただきたいと考えております。

また、住民説明会の参加、不参加にかかわらず、市のホームページに安全協定書案を掲載しており、そのページから入力フォームを通じて市民の皆様のご意見を受け付けておりまして、お寄せいただいた意見につきましては、内容が限定的な要望ではなく、市民の皆様の相当数が要望していると推測されるもの等、公表することが望ましいものは、市ホームページにて公表することとされております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） ぜひ様々な意見を平等に扱っていただいて、市のホームページに載せていただいて、その意見を見たい、聞きたい人はアクセス

できるようにしていただきたいというふうに思っています。

旧市内で県と市の説明会1回ということは変えないということで確認していいと思いますが、いいですか。最も市民全体の意見を直接反映できるものは、私は住民投票だと思っているのです。その選択肢はありませんか。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

住民説明会は4回開催いたしまして、市民の声を広く多く聞きたいと思っております、住民投票等につきましては、現在考えてございません。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 明確な回答でした、残念ですが。議会で決議してやるという方法もありますし、市長は独自に住民投票できるわけですから、そこら辺も本来であれば考えていただきたいところでした。

3点目に入ります。目先のお金と言うと表現が変なのですけれども、お金とか、経済効果は大事ですけれども、税金も確かに大事ですが、もっと先のことまで考えて、将来のこどもたちのため、核のごみという負の遺産を残さないために、中間貯蔵という名の核物質をむつ市に永久保存されるようにならないために、搬入しないことこそ私は最良の選択であり、私たちの責任ではないかと思いますが、どうでしょうか。

最悪最終処分場にならないために、繰り返しになりますが、搬出先の確約を文書で交わすことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 経済効果、税金も大事だと言っていたので、方向性が一致してきたのかなと思いますけれども、中間貯蔵施設は国のエネルギー政策上の重要な施設であるほか、当施設の

立地が各種交付金や使用済燃料税といった安定財源の確保に結実したことは事実でございます。

また、貯蔵期間経過後の使用済燃料の搬出につきましては、平成17年10月にむつ市、青森県、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社の4社において締結されました立地協定におきまして、使用済燃料の貯蔵期間は50年間と定められていることから、協定に基づく確実な搬出に向けて、事業者において適切に対応されていくものと認識しております。現行のエネルギー基本計画におきましても、中間貯蔵施設は使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進めるため建設活用を促進することとしておりまして、中長期的なエネルギー安全保障に資する重要な施設として位置づけられており、全量再処理の方針の下、将来的には全ての使用済燃料が再処理工場に搬出されることになってございます。

立地協定に関しては、政権の交代や震災後もなお有効に機能しておりまして、その意義や効力については時間の経過とともに弱まるようなものではないと考えており、今月4日に開催いたしました使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会におきましても、参考人として出席しましたリサイクル燃料貯蔵株式会社様より、使用済燃料は貯蔵期間の終了までに貯蔵施設から搬出するとの答弁がされており、貯蔵期間を遵守することの重みは、これまでの議論の経緯も相まって、事業者十分に伝わっているものと考えてございます。

また、今回の安全協定案の第4条におきましても、立地協定同様、使用済燃料の貯蔵期間は50年間であることが明記されておりますことから、これらの協定に基づき、確実に搬出されるものと認識しておりますが、今後の安全協定に関する県内の議論をはじめ、住民説明会での議論などの推移を見極めた上で判断してまいりたいと考えており

ます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 国の政策方針も、事業者の計画も、ある意味口約束で行われているわけで、やはり文書で確約を取るのが貯蔵契約を結ぶ場合に大切なことであるというふうに思っています。

あと、オフサイトセンターの計画がどうなっているか通告していますので、重複しますが、簡単に伺います。

○議長（富岡幸夫） 吉田副市長。

○副市長（吉田 真） お答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設のオフサイトセンターに関しましては、事業開始前に指定される必要がありますことから、現時点では既存のオフサイトセンターとして東通村防災センターが指定される方向で調整が図られているものと認識してございます。

市内のオフサイトセンターの建設予定地につきましては、事業の実施主体であります青森県におきまして、地質条件、整備費用等の面で様々な候補地について検討を重ねられ、また市とも協議を実施した結果、早期に整備し、その機能を発揮できる建設地として、むつ警察署隣接地が適地であるとの結論に達し、その方向で調整が進められているものと認識しております。

今後につきましては、当該オフサイトセンターの指定の権限を有する内閣府及び青森県に対し、むつ市として早期整備に向けた取組を進められるよう求めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） オフサイトセンターも大事ですので、県が事業主体になりますけれども、しっかりと造れるようにしてほしいというふうに思っています。もともとは、持ち込ませないというのが一番大事だと私は思っているのですけれども。

最後に、市長は度々結論ありきではないというふうにおっしゃっています。議会での議論や市民の声一つ一つに耳を傾け、永久貯蔵にならないようにしたいということですが、私が一番懸念しているのは、その50年の約束をしていることだけではなくて、搬出先が不確定だから心配しているのです。永久貯蔵になるのではないかという心配をしているのです。

そこで、そういうふうに市長はおっしゃいますので、場合によっては安全協定を結ばないという選択肢もあり得るといような解釈もできるわけですが、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 安全協定締結に向けましては、事業開始のスケジュールありきではなく、市民の皆様への事業に対する理解醸成、不安の払拭というものを第一義として進めていくことが重要であると考えてございます。このことは、事業者側が第2・四半期としている事業開始の目標時期にとらわれるのではなくて、市として市民の皆様へのご説明やご意見をいただくプロセスをしっかりと経た上で協定締結を進めるべきという考え方が基本になっているものでございます。

また、立地協定、安全協定で50年のお約束をさせていただいてございます。これは事業者と国と県としておりますけれども、覚書も含めて、いわゆる50年の契約が何項もあって、それが正しいかどうかというのは、覚書があるから守られるかどうかというのは、私自身は市民の皆さんの意見を踏まえて判断してまいりたいと考えております。それで市民の皆さんの不安が解消されるのであれば必要かと思えますし、その辺も含めまして今後の議論、市民の皆さんのご意見を踏まえながら、スケジュールありきではなくというのは、第2・四半期としている事業開始の時期にとらわれることなく、市として市民の皆様のご意見をしっかりと

と伺ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（富岡幸夫） 3番。

○3番（佐藤 武） 基本的には、今の安全協定が確実に結ばれるようにという基本姿勢が変わらないというふうに理解をしました。その中で、できる限り安全性、そして50年後の搬出も確実にしていきたいというふうな意図であるというふうに受け止めました。私は、中間貯蔵を一度立ち止まって考え直したらいいのではないかなと。特に福島第一原発の事故後ですから、市民の受け止め方も大分変わってきていると思います。

そこで、最後に私の意見を言って終わりにしたいと思います。目先の利害に左右されることなく、国策であったむつ小川原開発、原子力船「むつ」、この失敗に続いて、3度目の国策に翻弄されることなく、こどもや次の世代に核のごみという負の遺産を残さないために、私は中間貯蔵はやめるべきだというふうに考えています。

私たちの主張が、歴史の進歩によって正しかったということを証明される日が必ず来ることを信じて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、佐藤武議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。6月17日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、明6月15日及び16日は休日のため休会とし、6月18日は佐賀英生議員、佐藤広政議員、杉浦弘樹議員、濱田栄子議員、中村正志議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時20分 散会